

議員全員協議会会議録

平成26年6月13日

宮古市議会

平成26年6月宮古市議会議員全員協議会会議録目次

(6月13日)

| | |
|-----------|----|
| 議事日程 | 1 |
| 出席議員 | 2 |
| 欠席議員 | 2 |
| 説明のための出席者 | 2 |
| 議会事務局出席者 | 3 |
| 開 会 | 4 |
| 説明事項(1) | 4 |
| 説明事項(2) | 36 |
| 説明事項(3) | 43 |
| 説明事項(4) | 49 |
| 閉 会 | 51 |

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 平成26年6月13日（金曜日） 午前10時00分
場 所 議事堂 市役所 6階大ホール

○

事 件

〔説明事項〕

- (1) 復興まちづくりに関する公共施設配置の検討状況について（田老地区、鍬ヶ崎地区、津軽石地区）
- (2) 宮古市中心市街地拠点施設整備事業の推進について
- (3) 国保診療所の消費税課税事業者届出について
- (4) その他

出席議員（28名）

| | | | |
|-----|--------|-----|---------|
| 1番 | 今村正君 | 2番 | 小島直也君 |
| 3番 | 近藤和也君 | 4番 | 佐々木清明君 |
| 5番 | 白石雅一君 | 6番 | 鳥居晋君 |
| 7番 | 中島清吾君 | 8番 | 伊藤清君 |
| 9番 | 内館勝則君 | 10番 | 北村進君 |
| 11番 | 佐々木重勝君 | 12番 | 須賀原千エ子君 |
| 13番 | 高橋秀正君 | 14番 | 橋本久夫君 |
| 15番 | 古館章秀君 | 16番 | 工藤小百合君 |
| 17番 | 坂本悦夫君 | 18番 | 長門孝則君 |
| 19番 | 佐々木勝君 | 20番 | 落合久三君 |
| 21番 | 竹花邦彦君 | 22番 | 松本尚美君 |
| 23番 | 坂下正明君 | 24番 | 茂市敏之君 |
| 25番 | 藤原光昭君 | 26番 | 田中尚君 |
| 27番 | 加藤俊郎君 | 28番 | 前川昌登君 |

欠席議員（なし）

説明のための出席者

説明事項（1）

| | | | |
|------------------|--------|------------------|--------|
| 市長 | 山本正徳君 | 副市長 | 山口公正君 |
| 副市長 | 名越一郎君 | 総務企画部長 | 佐藤廣昭君 |
| 企画課長 | 山崎政典君 | 保健福祉部長 | 下澤邦彦君 |
| 福祉課長 | 松館仁志君 | 健康課長 | 松館喜久子君 |
| 産業振興部長 | 佐藤日出海君 | 商業観光課長 | 下島野悟君 |
| 農林課長 | 菊地俊二君 | 水産課長 | 伊藤孝雄君 |
| 都市整備部長 | 高峯聡一郎君 | 建設課長 | 箱石文夫君 |
| 都市計画課長 | 中村晃君 | 建築住宅課長 | 松下寛君 |
| 危機管理監 | 山根正敬君 | 危機管理課長 | 戸由忍君 |
| 消防対策課長 | 米澤秀樹君 | 田老総合事務所長 | 中坪清見君 |
| 田老地域振興課長 | 藤田浩司君 | 上下水道部長 | 太長根浩君 |
| 施設課長 | 長沢雅彦君 | 教育部長 | 熊谷立行君 |
| 生涯学習課長 | 伊藤重行君 | 文化課長 | 竹下将男君 |
| 消防本部 | 外館義博君 | 復興推進課副主幹 | 川原栄司君 |
| 総務課長 | | 都市計画課復興まちづくり推進室長 | 去石一良君 |
| 復興推進課自然エネルギー対策室長 | 木村剛君 | | |

都市計画課
復興拠点
整備室長

多田 康 君

都市計画課主査

中島 昌紀 君

説明事項（２）

市 長

山本 正徳 君

副 市 長

山口 公正 君

副 市 長

名越 一郎 君

総務企画部長

佐藤 廣昭 君

企 画 課 長

山崎 政典 君

財 政 課 長

菊池 廣 君

都市整備部長

高峯 聡一郎 君

都市計画課長

中村 晃 君

企 画 課
市街地施設
推進室長

岩間 健 君

企 画 課
市街地施設
推進室主任

竹田 真人 君

復興推進課
副 主 幹

川原 栄司 君

都市計画課
復興拠点
整備室長

多田 康 君

説明事項（３）

副 市 長

山口 公正 君

保健福祉部長

下澤 邦彦 君

健 康 課 長

松舘 喜久子 君

健康課副主幹

菊池 敦 君

新里診療所
事務 長

高鼻 辰雄 君

○

議会事務局出席者

事 務 局 長

上居 勝弘

次 長

佐々木 純子

主 任

菊地 政幸

開 会

午前10時00分 開会

○議長（前川昌登君） おはようございます。

ただいまから議員全員協議会を開会します。

ただいままでの出席は27名でございます。会議は成立しております。

それでは、次第に従いまして会議を進めてまいります。

○

説明事項（１） 復興まちづくりに関する公共施設配置の検討状況について（田老地区、鉾ヶ崎地区、津軽石地区）

○議長（前川昌登君） 説明事項の1、復興まちづくりに関する公共施設配置の検討状況について（田老地区、鉾ヶ崎地区、津軽石地区）を説明願います。

山本市長。

○市長（山本正徳君） おはようございます。

（１）、（２）の説明に入る前に、私のほうから皆様に一言説明をさせていただきたいというふうに思います。

本日は、宮古市が進めております復興まちづくり事業のうち、田老地区、鉾ヶ崎地区、津軽石地区における公共施設配置の検討状況と、それから中心市街地拠点施設整備の促進についてを説明をさせていただくことになっております。現在さまざまな復興関連事業を実施しておりますが、復興後の新たなまちづくりにおいては公共施設の配置は重要な問題であります。そこで田老地区、鉾ヶ崎地区、津軽石地区における公共施設配置の検討状況と、そして中心市街地拠点施設整備事業の推進に関し、現在の状況やこれからの予定について説明をさせていただくものであります。議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、名越副市長から概要を説明した後、それぞれの担当のほうから詳細な説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（前川昌登君） 名越副市長。

○副市長（名越一郎君） おはようございます。

私のほうから、まず2つあるうちの1つ目の田老地区、鉾ヶ崎地区、津軽石地区の復興まちづくりに関する公共施設配置の検討状況についてご説明させていただきます。

これまで、この3地区の個別の事業については、個別の事業ごとに説明を申し上げてきたのですが、各地区ごとの事業が進捗してきたりとか、あと検討が進んだりということで、まだまだ財源とか地権者の交渉という部分で課題は残っている部分があるのですけれども、相当程度、全体像が見えてきたのかなというふうに思っておりましたので、きょう、この3地区についてまず全体の状況についてご説明させていただきたいというふうに思っております。

私のほうからは、この公共施設の配置の前提になりますその面的な事業ですね、防集だとか区画整理とか拠点の整備事業といったものについて説明をさせていただきまして、後ほどその個別の公共施設の配置の検討状況につきましては課長さんのほうから説明をしていただくということになろうかと思っております。

では、まず田老地区についてなんですけれども、A3の縦長の資料1の防集・土地区画整理事業の①というところをごらんいただきたいんですけれども、まず田老地区の防災集団移転促進事業についてなんですけれども、

計画戸数が今285戸となっておりますが、現在、最初の意向確認を行っておりまして、近日中に移転戸数の確定をしたいというふうに考えております。移転元の土地の買い取り状況につきましては、439件中401件が買い取り済みとなっております。工事の完成時期につきましては平成27年の9月を予定しておりまして、現在のところ全体の工期に大きなおくれはないというふうに認識をしております。ことしの11月をめどに分譲地の抽選会を実施しまして、早期の再建に向けて取り組んでいるところでございます。

次に、②の田老地区の土地区画整理事業のほうをごらんいただきたいのですが、仮換地の指定に先立ちまして、ことしの5月20日から6月8日までの間に各地権者に供覧のほうを行っております。この供覧では地権者のお一人お一人の方に仮換地の位置や面積をお示ししまして、その経緯を詳しく説明しています。また再建可能な時期や宅地の状況などについても可能な限り情報提供をしているところでございます。今後は審議会を開催しまして、7月の初旬ごろに第1回目の仮換地指定を行うという状況になっております。

工事の進捗についてなんですけれども、起工承諾を得ての地下の埋設物の切り回しを実施しながら、5月下旬からは新たな国道の築造に着手しております。工事の完成時期につきましては平成27年度末の完成目指しております。現在のところ、こちらにつきましても全体の工程等については大きなおくれ等はございません。

③の野原地区の土地区画整理事業についてなんですけれども、こちらは田老地区のまちづくり検討会から出てきたご提案とか、それを受けてつくりました地区まちづくり計画の中では、野原地区につきましても土地区画整理事業をやるというふうに計画していたんですけれども、その後、復興庁との協議の中で区画整理事業の要件はちょっとなかなか満たせないということで、他の事業のほうに振りかえを行いまして、土地区画整理事業については行わないという予定にしております。

次に、資料3の鉾ヶ崎・光岸地地区の事業の状況についてという縦長の紙をごらんいただきたいと思います。

土地区画整理事業の番号①とあるところなんですけれども、鉾ヶ崎・光岸地地区の土地区画整理事業につきましても、田老地区と同様に現在7月中旬の1回目の仮換地指定に向けまして、5月28日から6月25日までの区間でということで、現在も進行中なんですけれども供覧を行っているところでございます。

こちら、工事の進捗状況につきましては、起工承諾を得まして清水川の河川工事の切り回しだとか瓦れきの撤去、上水道の仮設管の布設や仮設道路の施工を進めております。工事の完成時期につきましては、平成27年度末の完成目指しております。こちらにつきましても現在のところ全体の工程には大きなおくれはございません。

次に、資料5の津軽石地区の事業の状況についてというところをごらんいただきたいんです。こちら津軽石地区津波復興拠点整備事業の番号の①とあるところでございます。

こちらの津波復興拠点整備事業につきましては、ことしの1月に既に事業認可を受けておりまして、現在用地取得や造成及び道路の実施設計、埋蔵文化財の調査を進めているところでございます。工事の着工につきましては、ことしの11月を予定しておりまして、造成工事の完成時期につきましては、平成27年度前半を目指しております。

次に、ちょっと下に行って参考のところの②のほうをごらんいただきたいんですけれども、②というところで、法の脇地区の防災集団移転促進事業の移転団地につきましてですけれども、これもことしの3月に整備が完成いたしまして、宅地分譲も済み、住宅の建築が始まっているところでございます。

以上、私のほうからなんですけれども、田老地区、鉾ヶ崎・光岸地地区、津軽石地区における復興まちづくりに関する前提の面積整備事業の概要について報告いたしました。これをベースに行います公共施設の再配置の検

討状況につきましては、都市計画課長の中村課長のほうから説明いたしますのでよろしく願いいたします。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） 私からは、田老地区、鉾ヶ崎地区、津軽石地区の3地区における公共施設の配置計画について、現在の検討状況を説明させていただきます。

鉾ヶ崎地区と津軽石地区については、既にそれぞれの施設について常任委員会で説明させていただいておりますが、本日の趣旨は公共施設の配置を含め地区の全体像の説明をさせていただきたいと思っております。

なお、当配置計画の検討に当たっては、平成24年12月5日開催の全員協議会において説明しております被災公共施設の再配置等の基本方針及び平成25年3月13日開催の……着席をお許し願います、宮古市公共施設再配置計画基本方針との整合を図りながら計画をしております。

それでは、説明の前に資料の確認をさせていただきたいと思っております。お配りしている資料ですが、資料の1から6までとなっております。届いていない資料がないかご確認願います。よろしいでしょうか。

資料1については、田老地区の各施設の施工規模や事業費、財源などをまとめた一覧表となっております。資料2がその配置図となっております。資料3は鉾ヶ崎地区の一覧表で、資料4がその配置図となっております。資料5は津軽石地区の一覧表で、資料6がその配置図となっております。

各地区の配置計画については、一覧表と配置図により3地区続けて説明いたします。配置図についてはスクリーンでも同じものを表示しておりますので、見やすいほうで確認願います。説明に際しては各地区に整備されている施設とその概要及び現時点で予定しているスケジュールについて説明します。敷地規模や財源については説明する施設数が非常に多いため、注意点を除き読み上げは省略しますので資料をご確認願います。また各地区の一覧表には参考として県の事業についても記載をしておりますが、本日は公共施設の配置方針の説明のみを行わせていただきます。また資料中の施設ごとに記載されている番号は、一覧表と配置図が同じ番号となっております。

それでは、田老地区から各施設の説明をさせていただきます。資料1と2をごらん願います。

先ほど、副市長より防災集団移転促進事業と土地区画整理事業について説明がありましたので、私からは資料1の乙部高台地区の説明から始めさせていただきます。

それでは、まず初めに乙部の高台に配置を予定している診療所や保育所などの施設について、一覧表の順に説明をいたします。

資料の①の田老診療所ですが、平常時のみならず災害時の医療拠点となる施設として整備していく方針です。無床診療所としての整備を考えておりますが、災害時の対応や将来の増設等を設定し、余裕のある敷地を確保していく予定です。また民間の薬局や歯科診療所の併設も検討しております。田老診療所の整備方針については、田老地域協議会や地区議員の方々に整備方針を説明しており、今後は議会説明、住民説明等を経た後、今年度中に実施設計に着手し、平成28年6月の完成を目指しております。

次に、①-2の田老保育所ですが、災害が発生したときでも児童を安心して預けることができること、運動会などの行事が開催できること、日当たりのよさなど、よりよい保育環境の確保を検討してきたところでございます。近くには駐在所や医療施設を配置しており、安心して預けることができる環境を整備していきたいと考えております。平成26年度に建物の実施設計、平成27年度に建設工事を実施し、平成28年3月の完成を予定しております。なお実施設計に当たっては、今後、定員数について検討する必要があります。

次に、①-3の宮古消防署田老分署ですが、地域防災の拠点施設として整備する計画です。執務スペースや

活動スペースを機能的に配置し、消防車両を安全に格納することができるよう検討しております。建設費は災害復旧費を見込んでおりますが、規模拡大分については起債の導入を検討しております。平成27年度に実施設計と建設工事に着手し、平成28年8月の供用開始を予定しております。

次に、①-4の駐在所についてですが、岩手県から乙部の高台の主要な道路の交差点が望ましいとの協議があったことから、その位置を検討してきた経緯があります。整備は岩手県警が実施いたします。

次に、①-5の30分団屯所については、和野地区への迅速な対応などを考え、田老分署とは別棟での検討をしてきたものであります。また研修センターはできる限り住宅地の中心に整備していく方針であったことから、第30分団屯所と研修センターの機能をあわせ持つ施設として整備してまいりたいと考えております。建設費は屯所が災害復旧費、研修センターは防災集団移転促進事業費を見込んでおり、それぞれの負担割合により財源を確保していく予定でございます。木造平屋建てで計画しており、本年度に実施設計、27年度に建築工事を実施し、平成28年3月の完成を予定しております。

次に、①-6の乙部の災害公営住宅ですが、現時点では木造2階建てで82戸の整備を計画しております。現在調査設計中ですが、平成27年2月に着手し、平成27年12月の入居開始を予定しております。

次に、①-7と8の乙部地区の水道施設ですが、団地への上水道供給のため送水場及び配水池を整備いたします。現在は8月ころの工事着手に向けて準備中であり、工事の完成時期は平成27年の9月を予定しております。

次に、①-9の新田平乙部線ですが、乙部地区が災害時にも孤立しないように、乙部地区から和野地区を經由して国道45号に至る市道として整備いたします。幅員は6mで1.6kmを予定しております。7月から用地測量を行い、今年度中に一部工事に着手し、平成28年3月の完成を予定しております。

次に、土地区画整理地区の各施設について説明いたします。

初めに、②-1の第28分団屯所ですが、第29分団、30分団との再配置バランスを考慮し、従前の位置と余り離れない位置での整備を計画しております。鉄骨2階建てで計画しており、本年度に実施設計、27年度に建築工事を実施し、平成28年3月の完成を予定しております。

次に、②-2の市街地の災害公営住宅ですが、田老総合事務所付近に整備いたします。鉄筋5階建て40戸の整備を計画しておりますが、現在、平成26年8月からの着工に向け手続を行っているところでございます。平成27年10月の入居開始を目標にしております。

次に、②-3の田老野球場、②-4の田老観光交流・物産センターですが、国道より海側の用地に整備を計画しております。野球場については敷地面積が3万2,000㎡、両翼92m、中継120mの施設を計画しております。また田老観光交流・物産センターについては今後詳細を検討してまいります。

それでは、資料の1-2ページをお開き願います。

次に、野原地区の各施設について説明いたします。

③-1の漁業集落防災機能強化事業ですが、被災した漁具倉庫や共同乾燥場の用地整備を行います。また網干し場や船置き場等を整備する計画です。集落道についても魚市場を中心とした出荷用のメイン道路及び乙部地区から漁港までのアクセス路を計画しております。用地の整備面積は1万5,815㎡で、道路整備は3路線で285mを計画しております。事業は平成26年度から27年度の2カ年を計画しており、26年度は用地測量、用地買収を行い、27年度は造成工事、集落道新設工事を予定しております。また田老漁協対応分の倉庫や共同利用施設については、平成27年度の水産業経営基盤復旧事業に要望済みでございます。

次に、③-2のたろう観光ホテルと③-3の被災防潮堤ですが、津波遺構として整備、保存していく方針です。被災防潮堤については、防潮堤の交差点部の60mから70mを保存したいと考えております。財源については、たろう観光ホテルは市費により取得しており、保全・保存工事は復興交付金で実施いたします。また防潮堤の保存については岩手県が行うことになっております。たろう観光ホテルについては現在設計を進めており、実施設計が完了次第、保存工事に着手いたします。また防潮堤の保存については、現在施工している防潮堤の解体工事の中で岩手県が進めてまいります。また野原地区は田老地区においては貴重な平場ではありますが、将来の土地活用のための敷地の整序を目的とした復興事業での土地区画整理事業を実施するには、費用と規模が大きくなり過ぎることから、野原地区の土地区画整理事業は原形各案での実施が困難な状況にあります。一方で、必要な用地については整備が急がれますので、今後は漁業用地などの土地利用の目的に沿った交付金事業等を導入し、整備を行う方針です。防集で買った宮古市の土地の整序については、さまざまな手法を見据えながら今後、必要性や規模に応じて検討してまいります。

次に、野中地区の各施設について説明いたします。

④-1のメガソーラー施設ですが、整備面積は3.4ha程度で、2.4メガワットの発電規模を計画しております。スマートコミュニティ導入促進事業を活用する民間事業として実施しております。現在、農地転用手続中であり、7月には農地転用許可がなされる見込みで、平成27年11月からの事業開始を予定しております。

④-2の乗り越し道路については、野中地区に陸開の削減を図ることを目的として防潮堤を乗り越す道路を整備する計画で、現在設計中です。建設費及び工事工程は防潮堤の管理者の岩手県と調整中です。

次に、その他の地区の各施設について説明いたします。

まず、⑤-1の新駅についてですが、田老第一小学校付近に新駅を検討しており、財源の確保などについても今後検討していく予定でございます。

次に、⑤-2の第29分団屯所ですが、第28、30分団との配置バランスを考慮するとともに、田老高齢コミュニティセンターの機能をあわせ持つ施設として整備することを計画しております。鉄骨平屋建てで計画しており、本年度に実施設計、27年度に建築工事を実施し、28年3月の完成を予定しております。

次に、⑤-3の植物工場については、災害危険区域内での建設を検討中です。整備規模は植物工場本体等附帯施設をあわせ1.5ha程度を計画しております。スマートコミュニティ導入促進事業を活用する民間事業として実施する予定としております。現在は事業の具体化に向け、整備、調整を行っている段階でございます。

次に、⑤-4の農地の災害復旧ですが、岩手県が野中地区に3.05ha、野原地区に1.08haを計画しております。野中地区については7月末の完成を予定しておりますし、野原地区については今年度中の完成を予定しております。

次に、⑤-5の避難路等ですが、5路線280mの避難路や誘導標識を20基、あずまやを2カ所の整備を計画しております。現在、復興交付金での対応について復興庁と協議中でございます。

次に、⑤-6の田老漁協付近の陸開拡幅ですが、防潮堤交差点部の陸開が廃止されることにより、今後は漁港への主要なルートとなるため陸開の拡幅を計画しております。幅員は10mを予定しております。建設費、工事工程については防潮堤管理者の岩手県と調整中でございます。

次に、⑤-7の田老総合事務所庁舎については、昨年度実施した耐震診断の結果、I s値が一番低いところで0.3となっており、通常の使用に必要な0.6を確保するには耐震補強が必要であることが出ております。また昭和46年の建設以来43年が経過していることから、今後は建てかえも視野に入れた検討をしてまいります。

それでは、次に鉾ヶ崎地区の各施設について説明させていただきます。

資料の3と4をごらん願います。

資料3、上段の区画整理事業については、冒頭、副市長から説明しておりますので省略させていただきます。

それでは、鉾ヶ崎・光岸地地区ですが、初めに1の鉾ヶ崎公民館ですが、土地区画整理事業に合わせて用地を先行取得しております。隣接する公共施設との景観やデザインの調和を図る予定でございます。施設整備については、公立社会教育施設災害復旧費を規模拡大分については地方債を見込んでおります。現在、業務委託の発注準備をしており、実施設計完了後、災害査定を行い、平成27年度に建設工事に着手し、平成28年3月の完成を予定しております。

次に、2の災害公営住宅ですが、鉾ヶ崎地区で被災し災害公営住宅に入居を希望している方を対象として整備いたします。鉄筋5階建て40戸を整備する予定であり、現在調査設計中で、平成26年9月に着手し、平成27年11月からの入居開始を目標としております。

次に、3の第6分団屯所ですが、こちらも土地区画整理事業に合わせ用地を先行取得しております。また隣接する公共施設との景観やデザインの調和を図る予定でございます。鉄骨2階建てで計画しており、本年度に実施設計、27年度に建築工事を実施し、平成28年3月の完成を予定しております。

次に、4の前須賀日立浜線ですが、鉾ヶ崎地区から浄土ヶ浜に至る区間を改良いたします。延長800m、幅員10mを計画しております。建設費は社会資本整備総合交付金を見込んでおります。ことしの7月から用地測量を行い、今年度末には一部工事に着手し、平成28年度の全線完成を予定しております。

次に、5の水産加工施設用地・共同利用施設ですが、鉾ヶ崎地区に水産加工団地の整備を計画しており、区画整理事業に合わせ用地を先行取得しております。分譲面積は6区画で5,025.6㎡を計画しており、海水井戸3基、取水井戸20基、また海水引き込み管や配水管の整備も計画しております。事業は平成26年度から27年度の2カ年での整備を計画しております。

次に、6の避難路等ですが、10路線1,650mの避難路や避難誘導標識20基の整備を計画しております。現在復興交付金での対応について復興庁と協議中でございます。

次に、7の文化財活用計画ですが、平成25年度に宮古市地域の文化遺産を活用した復興まちづくり検討会から、地区の公共施設ガイドラインについて提言をいただいております。この内容の実現に向け具体的な取り組みを行ってまいります。また文化財の活用については、鉾ヶ崎の歴史や由来に関する解説板などの設置や、文化財をめぐるルートの整備を計画しております。

それでは、最後に津軽石地区の各施設について説明させていただきます。

資料の5と6をごらん願います。

資料の5、上段の津波復興拠点整備事業については説明を省略させていただきます。

それでは、津軽石地区について説明いたします。

まず、1の津軽石公民館と津軽石出張所ですが、津軽石地区津波復興拠点整備事業で整備する区域内に、公民館と出張所の複合施設としての整備を計画しております。施設整備に当たっては、地域の交流促進が図られ、生涯学習活動及び地域活動の拠点に適した施設とします。また隣接する公共施設との景観やデザインの調和を図ることを検討しております。現在、設計業務委託の発注準備をしております。平成27年度において建設工事を実施し、平成28年3月の完成を予定しています。

次に、2の保育所については、災害が発生したときでも児童を安心して預けることができる位置への配置を

検討してきたところでございます。また建物については、震災発生前に老朽化に伴う建てかえ計画が進められており、その際的设计を基本に整備を進めてまいります。定員数は被災前と同様60名規模を予定しております。平成26年度に実施設計、平成27年度に建設工事を実施し、完成は平成28年3月を予定しております。

次に、3の20分団屯所については、従前の施設配置場所に近い拠点整備事業区域内に整備いたします。施設整備に当たり、隣接する公共施設との景観やデザインの調和を図ることを検討しております。木造2階建てで計画しており、本年度に実施設計、平成27年度に建築工事を実施し、平成28年3月の完成を予定しております。

以上、田老地区、鉾ヶ崎地区、津軽石地区の公共施設の配置に関する説明とさせていただきます。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。

この件について何かご質問があれば挙手願います。

北村議員。

○10番（北村 進君） まず、何点かあるんですが、1点ずつ質問したいと思います。

野原地区の土地区画整理事業が事業を行わないこととしますという説明があったわけなんですけど、これは大きな変更だと思うんですけども、一番考えられるのが、ということは野原地区の例えば自宅じゃない農地とか畑を所有している人たちのそれが散らばって残る、あるいは市で防集で買い上げた市の土地が点在して残るというふうになるということでしょうか。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） 現在、その野原地区については先ほど説明しておりますように、漁業防災機能強化事業とか、あとは植物プラント等も計画されておりますので、残る地区については点在していくことになると思いますが、ただそれらについてもいろんな手法を検討して、今後必要な検討はしてまいりたいと思っております。現在のところ、その整序の方法についてはまだ検討中でございます。

○議長（前川昌登君） 名越副市長。

○副市長（名越一郎君） 今の中村課長の補足なんですけれども、防集の跡地を買収して買った土地での点在しているやつについては、今のままだと非常に維持管理とかも大変だということで、集約の必要性はあるというふうに思っております。こちらにつきましてはいろんな機会を捉まえて国のほうにも要望しております。何とかそういった集約を進めていきたいなというふうに思っております。同じような問題意識はほかの市町村も持っておりますので、そういった市町村とも連携しながらやっていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（前川昌登君） 北村議員。

○10番（北村 進君） わかりました。もう1点だけ今のことで確認したいんですが、仮に区画整理事業をやらなかったことによって、例えばある人が畑を持っていたと。そういった場合に、何か事業をそこでやろうとしたときは、それは個人的に買い上げてもらえるということになるのでしょうか。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） 当然、事業で必要とする用地であれば買収するケースもございますでしょうし、事業によっては賃貸、いろんなケースもあると思います。

○議長（前川昌登君） 北村議員。

○10番（北村 進君） 本当にこれ、このことは大変大きな変更だと思うんですが、これについての地区住民とか、その地権者とかの説明は行っているのでしょうか。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） きょう、全員協議会の中で正式に報告し、今後、地区説明会で説明してまいりたいと考えております。

○議長（前川昌登君） ほかに。

松本議員。

○22番（松本尚美君） 資料を限りなくまとめていただいたので、大分理解がしやすいというか、全体を理解しやすいまとめになったなというふうに思っております。ありがとうございます。

まず、ばらばらと聞いてポイントがちょっとどれどれとなるんですが、まず単純に分譲地の抽選会を行うということでしたね。これについてちょっと確認したいんですけども、私が説明をそれぞれこの団地ではないんですけども、金浜とか高浜の団地の説明をいただいたときに、区画のそれぞれの面積がばらつきが出ていましたね。そうすると、この田老の場合、防災集団移転促進事業の場合は全部同じ区画面積になることが前提で抽選会をするという意味ですか、それとも場所も抽選してから区画をするということになるんでしょうか、その理解をできるように説明願います。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） 分譲方法については、規模がそれぞれ違いますので、今回の田老地区についてはまず意向、どれくらいの面積が必要ですかというのを最初確認で行っております。それに合わせて大体それに合う区画で整備する予定です。抽選方法については、今後ちょっと今大きな団地ですので検討中でございます。これからいろいろどういうふうな抽選にするか検討しているところでございます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） 抽選の方法については今後検討ということですが、大きい小さいはもちろん影響するのはそのとおりだと思うんですけども、小さいところはもう逆に確定していますよね。100が必要だと、意向を聞いて100坪が必要だということを、もうAさん、Bさん、Cさんと、田老のこの高台移転地の場合は意向は聞くけれども抽選はする、抽選の方法は考えるけれども抽選はするということですよ。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） 抽選は行います。恐らく例えば80坪台の人、100坪台の人、60坪台の人というような形での抽選になるのか、また地区ごとといいますか、コミュニティを維持するような形でできるのかどうか、今その辺を検討しているところでございます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） ちょっと大変な作業になるのかなという気はしますけれども、いずれ同じ団地の中でもいい場所悪い場所というのは当然それぞれの考え方でしょうけれどもあるんだろうなと。それからやはり地盤の問題とか、地山の区画であればそれはより安定するということになりますから、あとは擁壁等はどう土地利用ですね、土塁の関係とかそういったものが出てくるのかなというふうに思います。今後ということです。

それから、中にこの事業費を調達するのに過疎債が何件かあります、トータル的にですね。トータル的にこの過疎債は特別枠で震災の関連事業に資するというので、別途通常の過疎債の枠とは別に確保しているという意味でしょうか。

○議長（前川昌登君） 佐藤総務企画部長。

○総務企画部長（佐藤廣昭君） お答えいたします。

これ、今回の震災に伴って通常の枠以外に枠を設けるとかではなくて、通常の過疎債の枠の中で実施していくということでございます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○2番（松本尚美君） わかりました。そうすると通常の過疎債を引き当てしてやる事業に影響はあるという理解になりますか。

○議長（前川昌登君） 佐藤総務企画部長。

○総務企画部長（佐藤廣昭君） 通常の過疎債の枠の中でということになりますと、当然、過疎計画立ててまいりますので、その中で調整を図っていくということになるかと思えます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○2番（松本尚美君） 今、部長は調整という言葉を使っているんですが、私は影響があるかということですね。

○議長（前川昌登君） 佐藤総務企画部長。

○総務企画部長（佐藤廣昭君） 影響がないように調整を図るというふうに考えております。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○2番（松本尚美君） なるほど。そういう言い方もあるんだな。影響は私はあるのではないのかなという前提で今聞いていたんですね。そうすると他の事業を複数年に分割するとか、場合によっては優先度を落とすとか、そういった作業が出てくるのかなと。そうすると過疎計画そのものの見直しがどうなっているのかということも、一方で説明をいただかないといけないのではないのかな、それがどうなるのかということですね。この過疎債の額が100万単位であれば大した金額でないのかなと思えますから、逆にこの過疎債の導入する額といえますかね、おおよその額でいいんですが、どの程度を見込んでおりますか。

○議長（前川昌登君） 佐藤総務企画部長。

○総務企画部長（佐藤廣昭君） 今回のこの資料の趣旨に関しましては、現在事業進行されているもの、それから現在その事業実施に向けて検討中であるもの、それから今後検討するものということで事業が頓挫しております。ただ、今回本来的には事業実施が確定したものを議員の皆様へ説明すべきものと思ったんですけども、今現在の段階で全体像を俯瞰できるような形で資料をご提示したいという形で資料を提示したものでございます。したがって過疎債の金額等につきましては、改めてまたご提示申し上げたいと思えます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○2番（松本尚美君） これを私がなぜ取り上げるかということ、影響がないように調整をするという話なんですけれども、実施年度なりそういったことが震災の影響を受けた地域外に今まで多く私は配分されていたものではないのかな、そうするとやはりこの市域全体を見たときに、ある意味でバランスが崩れるということが心配されるわけですね。ですから影響がまるっきりないということに私はならないと思うんですね。調整をすると言いつつですよ。だから、そこら辺をしっかりとやはり住民にも説明責任を果たす必要があるんだろうなと。また我々も前段での過疎債の過疎計画そのものをどう変化するのかということもしっかり説明をやはりいただく、そして理解をした上でどう判断するかという話もありますけれども、いずれそういったことになるのではないかというふうに思いますが。

○議長（前川昌登君） 山口副市長。

○副市長（山口公正君） 今、松本議員のお話聞いて特別枠というお話ございました。私もやはり旧村時代にや

っぱり過疎債は割と通常枠が一般的だと。そうであれば、どうしても一市町村で例えば2億とか3億というふうな通常の部分がございまして、その当時、ゆつたり館の場合は、やっぱり通常分では足りないということで、当時、自治省では特別枠というのをやってございました。でありますので、今松本議員お話しのとおり、やっぱり通常は通常の今回の震災に係る部分はやっぱりそうした特別なものが可能なのかということで、名越副市長がおいででございますので、今後その辺は、いや、だからそういう部分で特別枠が可能なのかどうか、そうしたものは今後やっぱりいろいろ県のほうにも照会しながら、やっぱり要望はしていくべきだろうなど、このように感じています。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○2番（松本尚美君） 要望するということを期待して今ご質問したわけではなくて、影響があるということ前提に、その過疎計画がどうなっているのか、過疎債を充当する事業はどうなっていくかということをやったり一方を使うということであればですよ、私はやっぱり示すべきだということをお話をしたんですね。ですからこれは早く私は同時に出すべきだというふうに指摘をしたいなと思っています。

それから、3点目なんですけれども、田老の地区の観光交流・物産センターですね、過日というか、きのうだけおとといたか新聞等を見て、また常任委員会で説明があつて、田老の道の駅ですか、潮里なんですって、そこは継続が難しいということ、またいろんな判断で地権者の関係などももちろん大きいわけですが、将来の交通量等々が見込めないということで継続をしないという判断をされたことが説明になりましたけれども、それにかわる施設をここにもう既に張りつけるという意味で、この施設の性格といいますか内容についてはイコールということですか。

○議長（前川昌登君） 佐藤産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤日出海君） まず、基本的にこの田老地区につくろうとしている新たな観光と物産の拠点は、上のほうの道の駅と直接関係がないものでございます。まず基本的なところはそうでございます。もともとこれは田老地区の産業再生の考え方で3つほど考えていまして、1つは田老町漁協主導による漁業、水産業の振興を図るとのことと、2つ目に学ぶ防災とか津波遺産となったたろう観光ホテル、三王岩に加えて、中心部に観光と物産の拠点をつくって、修学旅行とか教育旅行をメーンターゲットとした観光関連産業の振興を図りたいと。そして先ほどの漁業、水産業と観光関連産業の連携を図って相乗効果を増していくというのが基本的な私の考えている田老地区の産業再生の考え方です。

そこで、基本的に観光と、あと物産の拠点の必要性については、実はこれはたろちゃん事業協同組合とか田老地区の事業者の方々から何回か提案をいただいていたものをベースに組み立てているものですが、一つは観光バスの待機所、学ぶ防災のスタート場所であったり、当然一般の方の乗用車の駐車場であったり、トイレも必要と。それから今、学ぶ防災が田老の総合事務所でDVD上映していますけれども、その分、それから観光案内所で学ぶ防災ガイドが常駐していること、そして水産物、農産物、林産物の生産者直売施設、こういったところをベースに考えております。

なお、飲食とか産直以外の物産スペースについては、ちょっと後でご説明しますが、財源の関係もあるので現在のところはスペースの確保のみで、私としては被災事業者でやりたい方があれば、共同店舗であれ個人であれ、そういった方々に貸していくのがいいのではないかなといったふうに考えたところです。

それで、最大の問題の財源なんでございますが、先ほど申し上げたまだ検討中の段階ですが、基本的には復興交付金によりたいと思っています。その仕組みとしては、震災前にあった施設が東日本大震災により流出、

解体したものがあって、その代替の施設として前の施設の規模とかそれから機能だとか、そういったものを代替としてやるという考え方の補助金というか復興交付金でいきたいと思っていました。具体的には三陸鉄道の田老駅に隣接していました観光と物産をメインとするたろう潮里ステーションというのがございますので、とりあえずその代替施設として、中心部に観光と拠点の施設をつくるんだというようなスキームで考えているところがございますので、松本議員ご指摘のような形の道の駅の代替施設というふうにはストレートには考えてございません。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○2番（松本尚美君） そうですよ、きのう、きょう、表に出てきて、いきなりこれがイコールの施設というふうにならないとは思いますが、私の理解も商工会議所がたろちゃんハウスとのやりとりの中、いわゆる商業者の方々のやりとりの中で、今、グリーンピア三陸みやこの敷地内にいますけれども、この区画整理等々が進む中でどういった再建ができるかというような中で進められてきたものかな、考えてきたものかなというふうな思いがあったんですけども、何か観光ということについてしまうと、そうすると別物だという理解をしたんですけども、じゃ、しからば田老の道の駅の機能はじゃどうするのかという話になるわけですね。似通ったものなのか、それとも従前の個店個店が集合体となって拠点の中といいますか、テナントとして入っているような施設になっていくものか、それが観光施設なのかよくわからないんですけども、今後この分についてはさらに検討していくということでもありますから、きょうの時点ではいいとは思いますが、いずれもう一点ポイントとして前から私が申し上げているんですけども、この道の駅の機能、また道の駅の機能イコール来訪者に対する、またこの地域の人たちが行ったり来たりするための交流するための一つの拠点づくりですね、これはたまたま田老の道の駅がそういった事情でもって継続ができない、じゃしからばどうするんだ、その単なるエリアの中だけではなくて、これはやはり市域全体を見て、この高速交通幹線道路の整備の状況というのは、これは加速度的に驚異的なスピードで進んでいるわけですね。

当然に前にも申し上げましたけれども、区界の道の駅がトンネル化によってどうなるかということは明らかであります。あとは加えて340号立丸がトンネル化によってどう交通量が、また人の流れを含めてどうなるかということもある程度推測ができます。またこの三陸沿岸道ですか、これが通ってどうなるかということも広域的な連携の中で、私はそういった施設配置についても総体的に考えるべきというふうにお話をさせていただいていますから、ぜひこれとはちょっと関係ない離れた話になるのかもしれませんが、いずれそういった対応というものはどこが主になって考えていくのかということとはちょっとわかりませんが、企画なのか産業振興部なのかわかりませんが、全庁的に取り組んでいただきたい。ここ、きょうは意見だけ申し上げたいと思います。

それから、もう一つちょっとお聞きしたいんですが、鉾ヶ崎の商業地、また工業地、住宅地という色分けが出ております。この色分けは大きく変わっているのかどうかというのは、今までの震災前の色塗りとはどう違うのかというのちょっと比較が難しい面があるんですが、大ざっぱにいくと商業地というのは大体従前の場所と同じエリアを商業地として色塗りをするということになっているのではないかなというふうに思います。今、仮換地の供覧ということで、それぞれ地権者、戻りたいといいますか、換地を最終的に希望する方々に対する場所の提示をしています。そういった前は商業をやって、そういった枠の中といいますかエリアの中でやっていたんですけども、住宅だけという方も当然いわゆる事業をやめるという方もいらっしゃいますね。そういった方が当然従前地に近いということになりますと、今度、商業地というエリアに入ってしまう方が多くな

るのではないかと。そうすると、どういった制限を設けるかということですね。まず建蔽率の問題が出てくると思いますが、そういった制限を設ける中で、またその商業地というのは従前比較的評価額も高いと言われてますしね、ですから将来にわたっての今度固定資産税の負担という部分が当然出てきます。商業をやるということで、ある程度制限等保護という部分があったんですけども、今回そのまま色塗りをしていく、そうすると私はやっぱりどこの場所に戻りたいか、またどこに換地してもらいたいかというのにやっぱり影響してくるんじゃないかという思いがあるんですけど、その点は杞憂ということでしょうか。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） 鉾ヶ崎地区の区画整理と田老地区についても、地権者の方に従前にこういう黄色の位置があります、ピンクの位置があります、皆さん、どちらのほうを希望しますかというような意向は確認しております、全部それが配慮できるわけではないんですけども、その意向は換地の中でできる限り尊重しております。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○2番（松本尚美君） ですから、その商業地と住宅地の色分けの中で、私が心配しているのは住宅地に行きたい、要するに色塗りの中で従前地に近いところという、いた方は従前地に近いところだと色塗りの例えば商業地にいた方は商業地をどうですかという話になるわけですよ。いや、住宅地を希望したいと言っても、私が知る限りでは住宅地、黄色くなっているところを希望した方が示されたのは商業地ですね。だからそういうことがあって制限は当然出てきますよ、制約も出てきますよ、固定資産税の将来の負担、評価という部分では違ってくるのではないかと、それは杞憂ですかという問いなんです。心配する必要はないんですか、あるんですか、ないんですか、そいつはわかりますかということです。

〔何事か発言する者あり〕

○2番（松本尚美君） いやいや、評価が違って……

〔何事か発言する者あり〕

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） 固定資産税のお話だと思うんですけども、区画整理事業では従前の換地と整備後の換地が同じようになるような整備が基本ですので、例えば換地によっていきなり固定資産税がふえるとか、そういったような……

〔松本議員「そういう意味じゃないです」と呼ぶ〕

○都市計画課長（中村 晃君） ことではございません。

〔何事か発言する者あり〕

○議長（前川昌登君） 評価額が違うのかという。

〔発言する者多し〕

○議長（前川昌登君） 松本議員、いっぱい手が挙がっていますので。

松本議員。

○2番（松本尚美君） じゃ、ないということの理解ですね、はい、わかりました。この色塗りなんですけれども、商業地というのはやっぱりどうしても建蔽率の制約が住宅地と違うんだろうと思うんですね。商業地は、より建蔽率が緩和されていますよね。普通、住宅地ですと4割ですね。それが6割とか場所によっては8割とかということで緩和されますよね。そうすると、そのどこを選択するかというの、そういった建蔽率の問

題も私はあるんじゃないのかなというふうに思われます。それとこのエリアを全て商業地でやっていますけれども、従前の都市計画の色塗りというのは、後になってというか、途中からですよ、途中というのかな、もともとあったお店屋さんが並んでいたんで、そこを商業地としてエリアにするんですね。誘導したんじゃないんですね、これは。全体そうですね。商業地としてそこに商業者を誘導したのではなくて、あったところを商業地とするというやり方でやってきたんですが、今回はこれ誘導するという意味ですか。そこに商業者を集めるという意味での色塗りになりますか。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） そのとおりでございます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） 私ね、ざっくばらんに言ってなかなか難しいと思いますよ、誘導ということになれば。ですから仮換地でそれぞれの地権者の方々にどうするかといったときに、私はやっぱり集約したほうがいい、もっとね。契約というのは範囲なんですね、考えたほうがいいんじゃないのかなということをお願いしたいんですね。なかなかこれは難しいだろうと思います。あと急いでという話なんで、すみません。

最後の1点なんですが、津軽石地区です。津軽石地区は水門、それから防潮堤等々かさ上げによって浸水区域のレベルでいくと3ということになりますね。そのために恐らくこれは拠点拠点として安全な場所とか安全な高さとかということのポイントにしなが拠点整備をしていくと。また防災集団移転事業の用地なんかも整備されて、高さですね、グラウンドなんかもそこそこの高さをキープしてやっている。そうすると浸水した以外の地区が手つかずなんですね、もちろん事業が入りませんから。そこは地盤沈下によって雨が降ると内水対策は、これは下水道といいますか集落環境整備事業をやるときに分離するという意味から、雨水を分離するという意味から内水対策ということでポンプをつけていますよね。ところがあのポンプに至るまでの経路というものが未整備なために地盤沈下が相まって、浸水地域全てとは言いませんが、限りなく大きい面積でなかなか雨水が抜けないという状況があるんですけれども、それは把握されていますか。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） 防災集団移転促進事業や、津波復興拠点整備事業を進める中で、地区の方からJRを横断する排水路が小さいと、それで内水対策が不十分だということで、その対策は今建設課と協議して整備する方向で検討しております。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） そこだけではなくて、やはり国道45号に沿っての地域等々もありますから、もう少し広く調査をしていただいて、特に今回、県道が駅のほうに向かって、これは盛り土でいくと思うんですね。今ですら45号という部分が一つの、いわゆる津軽石川に抜ける排水抜ける部分が容易でない部分なんですね。しかもこれがダムみたいになってしまいますから、もっと広く調査をする必要は私はあるのではないかと、そのことを指摘して終わります。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 田老に関して幾つか質問します。

1ページ、田老診療所ですが、先ほどの説明で無床でと、ベッドは置かないという方向だという説明があったんですが、私は初耳で正直びっくりしております。進捗状況のところに田老出身の議員との意見交換が去年の8月、そして去年の10月とことしの2月に地区協議会に説明、意見交換とありますが、ここでは無床にする

ということについては意見は出なかったんでしょうか、まず住民が、または出身の議員がどう考えていたかというのをまず端的にお聞かせください。

○議長（前川昌登君） 下澤保健福祉部長。

○保健福祉部長（下澤邦彦君） 昨年の8月に田老地区の議員さんと、そして10月と2月に田老地域協議会の皆さんと田老診療所についてどう進めたらいいかということでご意見伺ったわけです。その中でこちら側で考え方をお話しした中には、高台、これは安全を考えての高台ということと、あと無床で考えていきたいということをお話ししております。話す際にも、そのとき出席された方々から有床、無床をどのように考えているのというふうな質問があったわけで、それに対して無床で考えていきたいというふうな答え方をしております。

ということで、この3度の話し合いという機会がありましたけれども、先ほど落合議員さんおっしゃったように、市議会に対して正式に無床で進めたいというのは今回というふうに私は捉えております。ということで、今後市議会、そしてあと他の地区の方々、そして協議といいますか説明会とか意見交換、これらを踏まえてその方向で理解を求めていきたいと考えております。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 私が聞いたのはそういう経過ではなくて、田老地区の議員と協議会に説明意見交換やったんですが、無床に関してはどういう意見が出たんですか、出なかったんですかということをお端的に聞いています。全然出なかったんですか、何も。

○議長（前川昌登君） 下澤保健福祉部長。

○保健福祉部長（下澤邦彦君） やりとりの中には、それぞれの議員さんで無床について、どうしてもこれまでの施設が有床だったということでのこだわりというのをご意見としてあったわけです。ただ地域協議会の中でも有床、無床ということだけを捉まえば、有床ということに対してのやはり残してほしいというようなご意見もあったというふうに記憶しております。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 今そのことだけが、例えば教育民生常任委員会に今説明があって、その議論をしているというんじゃないのは十分わかっております。だから、この問題にだけ固執してするつもりはないんですが、今下澤部長が言ったように、私もつい4月までは教育民生常任委員会に所属しておりましたが、この問題は多分、全議員が今初めて聞くんだと思うんですよ。だけれども進捗状況の中には26年度実施設計をしたいと。もちろん今後教育民生常任委員会にもかけられるのかなというふうには思っていて、そう思っているのは聞いてはいるんですが、この事実上最初の提案をするときは、もうちょっと一番大事だと思うのは、やっぱり田老の住民がどういうふうに思っているかというのをやっぱりちゃんと教えてもらわないと困ります。またそうすべきだと思います。そういうのを踏まえて、議会は議会としての意見、判断を持つというのは当然なわけですが、ぜひそこはそういうふうに取り計らってもらいたいと。私はなぜ無床にするのかというのを今の説明では全然見えてこないということをお意見として指摘して、これは終わります。

○議長（前川昌登君） 下澤保健福祉部長。

○保健福祉部長（下澤邦彦君） この間、手順が前後した部分があるかと思います。それについてはおわび申し上げます。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 次に①-3、田老分署ですが、高台に建設を進めていくというのは大変いいことだと

思います。また急ぐべきだと思います。その点でちょっとだけ乙部の高台地区に今後張りつける公共施設の進捗状況と比較したときに、この田老診療所、平成26年度実施設計、田老保育所、同じく26年度実施設計、駐在所は県なのでちょっと正確にわかりませんが、27年度工事着手と書いてあり、屯所、26年度実施設計というふうになっているのに、田老分署だけは実施設計27年というふうに1年おけているのは、何かほかの公共施設の実実施設計とは違って、1年おかせないとだめな理由でもあってこういうふうになっているのでしょうか。私はいろんな公共施設の中でも、やっぱり防災の中軸をなす施設だというふうに思っているのですが、やっぱりほかの施設と同じように、できるだけ今年度実施設計に入るべきだというふうに思っているのですが、どうですか。大体は消防はそれでいいんですか。

○議長（前川昌登君） 外館消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（外館義博君） 田老分署の計画でございますけれども、これにつきましては私どものほう、広域消防という立場できょう出席させていただいておりますけれども、事業費につきましては平成27年度の消防防災施設の災害復旧費補助金の活用を考えております。単年度事業ということでございますので、それで高台の分譲をことしの10月には完成するというところでございますので、来年度27年度の補助要望に申請するというところでございますので、こういうスケジュールとなりました。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 多分、広域行政組合が実際には実施設計等を発注するから、各市町村はまずもって補正を組んで、形の上では分担金として上納をして、その上でという含みがあることだというのはわかっているんですが、言いたかったのはそういう手続に多少時間がかかるというのはわかった上で、やっぱり一日も早く動き出す、新しい体制のもとでねという意味でしたので、そのことだけ強調して、それは終わります。

それから、このページの最後の、先ほど松本議員も指摘した点ですが、私ちょっと違う角度なんですけど、この田老観光交流・物産センター、端的に言えば三鉄の駅舎の中にあつたところなわけですよ。これはあそこが津波になる前に、もう私、決算だったか予算だったかちょっと忘れましたが、委員会で聞いたときに、この田老観光交流・物産センターのそもそもの事業目的に照らしてどうなのかという疑問をぶつけたことがあります。そういうのが頭にあつて、先ほど部長があつちのグリーンピアに近いほうの道の駅の代替、そういう単純なものではないですよ、そもそもの目的を踏まえて、いわばその被災したところの復旧、それも単純な復旧ではなくて、漁協もこういうふうに活用する、それから物産の云々、学ぶ防災のここも一つの拠点の位置づけ等々、要するに産業の新たな振興策として位置づけたいというね、端的に言えば、ちょっと上手に言えませんが、その位置づけは非常に異議なしです。

そうすると、次のような疑問がふつと出てくるものですから聞くんですが、たろちゃんハウスや田老の商店街は一体どうなるのというのが非常に素朴な疑問として生まれます。乙部の高台移転はさっき説明あつて、我々も現地の説明を受けに行ったんですが、あそこに商業施設はないですよ。あそこの商業エリアの中に田老の今仮設でたろちゃんハウスがグリーンピアの敷地内で営業をやっているんですが、いろんな人からもいろんな意見がたくさん出ていると思うんですが、この田老住民の利便性を考えたときに商店街をどういうふうに整備するかというのは、産業の振興とあわせて非常に重要な、また密接に関連して定めるべき内容だと思うんですが、そういうときに今あそこのところに先ほど部長が言ったようなこういう位置づけは私はおかしくないと思うし当然だと思うんですが、そういう位置づけのものを配置してしまうと、今たろちゃんハウスで経営している皆さんが、私はむしろこっちにそういうのも含めて、こういう施設が必要ないとそういう意味じゃなくて、

どういう関連を持たせて商店街を張りつけようとするのかということとのかかわりで疑問が生じたので、こういう質問をしました。基本的な考え方を教えてください。

○議長（前川昌登君） 佐藤産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤日出海君） 一般質問の茂市先生とも完全にかぶってしまうので、どうしたものかと思いつながら。まず今、田老地区で被災された事業者の方で再開をしようとする方は大体37くらい、大体40くらいまではいくのかなというのが基本的なまず考え方です。その中で大きく方向が3つに分かれると思います。まず一つは、乙部の高台でやられる方が何人か、それから田老総合事務所の前あるいは田老の新しい駅と言ったほうがいいんでしょうか、そこのところでやられる方が何人か、一番最も多いのは、私、勝手に田老一中前商店街とかというわけのわかんない言葉使っていますが、田老一中前のあたりに集積を希望する方が多いのですが、ただこれは基本的にご本人が希望しても、特に田老一中前になると区画整理の照応の原則というのがあるので、自分が希望したところに行けない、先ほど松本議員からもご指摘があったように1カ所に集められないので、具体的には仮換地の指定が終わった後に、じゃみんな集まって、ちょっと端っこにいる人は少し真ん中に来るようにしようじゃないかというような調整をするという段取りで進んでいると。これはまず基本になります。

ただ、一番大事なことは、私も去年の7月あたりに各社の人と直接1時間くらいお話しさせていただいたときがあるんですが、皆さん、在宅型の商業、要は店舗兼住宅なんです。そして私は出勤型の商業と言っていますけれども、そういうようなことをやられる方というのはジュニア、後継者がいらっしゃる、ほとんど2店舗か3店舗ぐらいに限られているものですから、したがって例えば田老一中前、仮称ですが、商店街のところは住宅兼店舗の人とか、中には高台のほうに住宅持ったところはやる方もいらっしゃいますが、今度つくろうとする田老観光交流・物産センターで例えば共同店舗をやりませんかとか、それから個人でやりませんかという方は、基本的にはそこに住んでいなくて自分たちで出たくて、なおかつ若い方ということで限られてくるといったような全体的な考え方があります。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） これ以上やると茂市さんに悪いですので、短くします。あと2つだけです、短いです。

2ページ目、たろう観光ホテル津波遺構はまだ実施設計が出ておりませんので、それが出てから詳しいことは議論させていただきますが、ここで聞きたいのは、きょう私は初めてわかったのは、県が防潮堤、田老の人は防浪堤といいます、交点のところ約60、70mぐらいを津波遺構として県が実施中だと。これは本当だと思うんですが、非常に単純な質問です。復興庁が示したのは津波遺構は自治体一カ所でなかったですか。これは事業主体が市、県とまたがった場合も、それは別だという理解でいいんでしょうか。

○議長（前川昌登君） 名越副市長。

○副市長（名越一郎君） ちょっと担当課長もいませんので、私のほうからということで。津波遺構について復興交付金は先生のおっしゃるとおり一市町村一つということなので、私はちょっと今の認識ではこの防潮堤のほうに対してはちょっとつかないのかなというふうには思っております。こちらにつきましては一応そういうことを前提に、市のほうから県のほうに、たろう観光ホテルもあるんですけども、防潮堤の壊れた部分とかは非常にやはり世の中の人が見ても関心を持っていただける部分ですので、残していただきたいというふうなお願いをしまして、県のほうでも引き受けていただいたものというふうにご認識しております。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） わかりました。

最後、田老新駅ですが、これも規模云々、敷地未定、財源未定、進捗状況検討中ということで、文字どおり新しい構想だと思って聞いておりますが、これも田老診療所の無床問題と同じように、これも住民の意向はどういうふう理解しての提案なのでしょうか。

○議長（前川昌登君） 山崎企画課長。

○企画課長（山崎政典君） 田老新駅の位置づけにつきましては、3月に策定をいたしました公共交通ビジョンの中でも、新駅の設置の可能性検討というふうなところで掲載をさせていただいております。今、佐藤日出海部長からもいろいろありましたけれども、災害公営住宅あるいは近くに商店的なものが発生するかどうか、そういったところも含めて駅勢圏という考え方がございます。それからもう一つは、今の駅と新駅、これをどういうふうな……

〔落合議員「住民の意向はどうかという質問です」と呼ぶ〕

○企画課長（山崎政典君） 住民の意向は、極端に言えばまだそこまで強く把握はしていないというところでは。

〔「提案はされているの」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） これは、まちづくり委員会のほうからも提案されてございます。そういう意味におきまして、地域の住民の方々のそういう意見も取り入れながら、これを今検討しているところでございます。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） わかりました。そうだとすると、これを新設するとすれば、これは当然市の単費でということになるんですか、その辺の見通しはどうなんでしょう。

○議長（前川昌登君） 山崎企画課長。

○企画課長（山崎政典君） 三陸鉄道開業しまして、小本の駅、岩泉町、島越、県のほうでは1億円ほどそれぞれの市町村に補助金という形でクエートの資金をやっておりますけれども、それはもう復旧過程で終わったというふうになっておりますので、正直言って今のところ財源は未定と。ただ何かと組み合わせた形でできないかといったところを、今そこも含めて先ほど言った駅機能の分担、それらもあわせて検討中と、こういうことでございます。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 最後、議論は後でちゃんとまた機会があると思いますので、仮に新しい駅をつくらとすれば古いほう、田老駅はこれはやめるんですか、それとも何百mの間に2つ駅があるということになるんでしょうか、その基本的な現時点での考えはどうでしょう。

○議長（前川昌登君） 山崎企画課長。

○企画課長（山崎政典君） 現在の田老駅は、北高の生徒の通学手段にもなっております。そこで近いわけですが、三陸鉄道にはその距離であっても駅の設置は可能だという確認はとっております。現時点は新駅と旧駅という2つ、田老地区、摂待はちょっとあれですけども、田老の町なかに2つの駅という考え方で進めております。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。北村さん、最後になります。

○21番（竹花邦彦君） それでは、私も幾つか質問をさせていただきたいというふうに思います。

田老地区の事業の状況についてであります。まず最初に①の防災集団移転促進事業について少しお聞きをしたいというふうに思います。計画戸数が戸建203、それから災害公営住宅82戸、285戸でこの計画は進んでいる

わけです。ご承知のように当初はあそこの乙部高台については、350戸の住宅等を建設をするということで整備計画が進められて、その結果として施工面積が25.6haになったというふうに私は認識をしているわけでありませんが、そこで戸建の203戸というのは、いわばこれを現状のさまざま田老地区の住民の方々の意向確認も含めての計画だと思うんです。これを下回ることはないというふうに考えていいのかなどうか、そこら辺はどうでしょう。203戸の戸建が大きく下回って180とかそういった状況になることはないのだと、そういうふうに理解をしておきたいのか。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） 今、最終意向確認を行っている段階でございますが、当初の計画203戸に対して減るような傾向で今集計が進んでおります。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） 今のは、これ課長のお話では、これを下回る状況になるのではないかという話です。その場合ちょっと私が懸念をしているのは、いわば復興交付金事業が、宅地造成事業等に伴って過大になったのではないかということで、返還等の問題は仮に下回った場合について出てこない。復興交付金については仮に住宅戸数が計画戸数よりも下回ったとすれば、宅地造成が結果として過大になったのかという問題は生じないのか、そのことによって、復興交付金についての採択をしている部分の返還というもので当然施工面積はもう決まって施工しているわけですから、そういった場合にそういった問題が起きてこないというふうに理解をしておきたいのかどうか、この点はどうでしょう。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） 今現在、その部分の調整を国交省も含めてちょっと調整しているところでございますが、宅地の数は減らして、それ以外の用地を整備していく方向ができないのかとか、または仮に今回の防災集団移転促進事業以外の方の分譲とか、いろんな手法について国庫補助金の返還がないような調整を進めているところでございます。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） ということは、そういう調整がうまくいかない場合は、そういう状況もあり得るのだというふうに理解をいたしました。これはこの辺にしておきたい。ぜひそういう状況がないような形で調整を進めていただくようお願いをしたいと思います。

2つ目、田老診療所です。落合議員のほうからは無床の問題、有床の問題が取り上げられました。私も同じ意見になりますので、ぜひこのことについては地域住民の方々の意向も含めて十分に議論をお願いをしたい、この点にとどめておきたいと思いますが、私が問題にしたいのは歯科診療所の併設です。私の認識が間違っているかどうかですが、私は震災時に歯科診療所がなくなっていた、廃止をされて内科診療所だけの機能であったはずだというふうに私は思っているのですが、どうだったでしょう、まず先に確認をさせていただきます。

○議長（前川昌登君） 下澤保健福祉部長。

○保健福祉部長（下澤邦彦君） 田老の歯科診療所、これ公設のほうなんですけれども、これについては合併後に田老病院を診療所にする際になくしております。廃止しております。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） そうですよ、たしか私もそういう認識をして歯科診療所は廃止をしたはずであります。また併設をする、整備をするという先ほどのいわば併設計画の考えだということで課長のほうからもお話

がありました。これはどういうことのお考えなんでしょうか。

○議長（前川昌登君） 下澤保健福祉部長。

○保健福祉部長（下澤邦彦君） 先ほど、都市計画課長からは検討していくという表現であります。結局、乙部の高台に診療所を持っていくと、こういった中で医科診療所だけですので、田老地区の住民のそういった健康ということを考えた際に、医療を集約するのも考えてみようと、こういう趣旨でございます。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） 私が言っているのは、いわば前は歯科診療所を持っていたんだが、田老地区については公設歯科診療所は要らないという判断をして廃止をしたわけでしょう。今度の計画の中では、内科診療所と歯科診療所を併設をすることも検討すると。その政策変換といいますか、以前は廃止をしたにもかかわらず、今回新たに歯科診療所を併設をするということの考え方はどういうことに基づいて、歯科診療所の併設をすることの検討になっているのだと。これも前の分と矛盾をしませんかと。とすれば前の歯科診療所は廃止という問題はどういう政策判断に基づいて行われて、結果としてそれは間違いだったということにもつながりかねない。ここの意味を含めて、私は歯科診療所の併設ということについて、どういう状況でこういうことになっているんだということをお聞きしております。

○議長（前川昌登君） 下澤保健福祉部長。

○保健福祉部長（下澤邦彦君） 公設の歯科診療所を廃止する際の理由が、田老町内に民間の歯科診療所があるからということでございます。それがそのとおりになりまして、診療所からは歯科部分についてなくしたということで、それで今回こういうふうを考えていくとした事柄は、乙部の高台にやはり先ほど申し上げましたように医科診療所があり、そこに住民が受診しに行く際に利便を考えようと、そういうのを考えてみようということでございます。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） ここで、ああだこうだと具体的な議論をするつもりはありませんが、ただいずれにしても、その整合性を私はさっき聞いた中でとれていないというふうに思ったので、私は一応聞いているわけです。ぜひこれはそのことも含めて、これから具体的に教育民生常任委員会に議会も含めて議論をされていくというふうに思いますから、そこは少し当局内部でもご検討をするようお願いをしたいというふうに思います。

さて、次に行きます。田老新駅の問題であります。私も少しここは今後の議論の方向性の問題として、確かに先ほど市長のほうからお話があったように、他のまちづくり検討委員会の中での意見も踏まえたものだというお話があって、現実はこの間、この田老新駅が田老第一小学校の周りに図面の中でも、あれは絵でありますから具体的に高架の上に駅があって図面等が書かれて、ああ、ここにこういう計画なんだなというふうに見てまいりました。

問題は、私はさっきもあったように既存の田老駅もこれは残していく、しかし同時に近い距離の中に利便性を考えて田老新駅をつくるという部分については理解をするわけですが、問題は本当に必要かどうかの議論がどこでされているんだ、全く議会の中ではこれはされておられません。利便性が向上することは、まずはそのことは私も理解をいたしますが、財源の問題も含めて、いわば新駅をつくる必要性がどうなのかということの議論も私はやっぱりしっかり行うべきだと、そのような判断をすべきだと私は考えております。

したがってこの間、これは総務常任委員会等の中でも具体的議論をされたことはありませんし、きょう、先

ほど課長のほうからは公共交通ビジョンの中で掲載をしたという話がありますけれども、この問題については一度も議会の中で必要性の問題も含めて議論をされたことはないし、提起をされてきたという状況にはありませんので、ここはぜひ私は必要性の問題も含めて議論をするように、ここをしっかりと当局のほうにお願いをしておきたいというふうに思いますが、いかがでしょう。

○議長（前川昌登君） 山崎企画課長。

○企画課長（山崎政典君） その点は、竹花議員がおっしゃる認識と私も同じでございますので、やはり新駅の設置効果、利用状況その他含めて、先ほどちらっと駅勢圏というような話しましたけれども、田老に2つあることのどういうことなのかと、その旧駅、それから新駅、この活用の性格づけ、こういったところも含めて財源等も含めて、総務常任委員会にはいずれ相談をさせていただきたいというふうに考えています。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） スマコミの植物工場であります。これは単費補給しますが、民間事業者から植物工場をつくりたいという申し出、そういう計画があるというふうに受けとめたのですが、そういう受けとめでよろしいでしょうか。

○議長（前川昌登君） 名越副市長。

○副市長（名越一郎君） 資源エネルギー庁さんのスマートコミュニティの補助金を受けるに当たって、事前にマスタープランというのをつくって、それは市も共同申請者になっているんですけども、その中の事業の一つとして、植物工場というか大型の園芸施設みたいなのをやるということが入っておりますので、これもいきなり出てきた話ではなくて、従来からある話で、ただ事業者は当然市ではなくて民間ということです。

あと、ちょっと補足なんですけれども、位置については一応、野原地区に緑色で塗らせていただいているんですけども、これはあくまで候補の一つということで、資料2の右側の下半分に書いてあるんですが、災害危険区域の中でやるということを検討しているということです。まだ地権者の方に当たっているわけでもありませんので、ここの位置で確定しているわけではないということは、ちょっとあらかじめご承知いただきたいと思います。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） 多分、市民の方々は私と同じブルチャレ、中でも植物工場をつくるという計画がありました。したがってブルーチャレンジ事業がこういう形で田老地区に植物工場がつくられることになるのではないかとそういう理解をする方も少なくないというふうに思っておりますので、それとは当然別の事業だということで理解をしたいというふうに思っております。

最後になります。鉾ヶ崎地区の課題であります。さまざま公共施設の整備計画が進められて、公民館あるいは災害公営住宅等が整備をされていきますが、問題はそういった公共施設の整備の時期と、鉾ヶ崎においては防潮堤の整備の時期に乖離が出るということを非常に私はちょっと懸念をいたしております。県の防潮堤整備がおくれるというふうに聞いておりますが、当然これらの建設がされる時期について防潮堤整備がされていないというふうに私は受けとめておりますので、いわばその安全の問題を考えた場合に、当然津波が来ないということを願うばかりなわけですが、そういう意味ではその計画の段階でその防潮堤整備ができて、しかも安全だということがある程度担保された中で公営住宅等ができていく、しかも位置的にはその位置でありますから、もろに来る場所でもあります。非常にそういった意味で、私は防潮堤整備の時期とのずれが出てくるということについては懸念をいたしております。

しかし一方で、交付金事業については27年度までという状況でありますから、交付金を使う場合は当然一定程度事業は進めていかなければならないということで、完成時期もきょう示されているわけではありますが、このことについて少しどうお考えかということをお聞きをいただきたいというふうに思っておりますが、市長からがよろしいでしょうか。

○議長（前川昌登君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） もちろん、竹花議員がおっしゃるように防潮堤の整備と、それからまちづくりの整備、これ一緒にしっかりなるのがやっぱり理想だというふうに思います。しかし現実はこの防潮堤の整備が若干おくらしているのは、これは事実であります。ただそのときには、もし津波が来るときにはしっかりと人間は逃げられるようにというような、これまたソフトのしっかりとした避難のあれをしっかりと持っていなければだめだというふうに思っております。残念ながら、ただそれを例えば防潮堤に合わせてまちづくりもずっとおそくなると、これ、そろわなくなってくるので、できるものは早くつくって、そしてその間はこれはソフトの面の避難と、それからそういうもので安全性を確保していくような方法をとる以外にないのではないかなというふうに思っております。

〔竹花議員「終わります」と呼ぶ〕

○議長（前川昌登君） 須賀原議員。次は長門議員です。

○12番（須賀原チエ子君） すみません、時間がないところを申しわけありません。先ほどもちょっとお話が出ましたけれども、やっぱり乙部の部分のやはり買い物の部分が大変心配しております。大変高いところにこれだけの人数が集まるということで、先ほどお店と住宅が一緒のところ建ててもという話をちょっと聞きかけたんですけども、実際どうなのか、もしその買い物のほうができない状態になりかけた場合の今の公共施設設備ということで、ちょっとこの質問をしていいのかなと迷ったんですけども、やっぱり公共施設の中にそういうものを考えると、その辺のところをどういうふうに考えているのか教えてください。

○議長（前川昌登君） 佐藤産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤日出海君） おっしゃる意味はよくわかるのですが、ご商売なさる方がそこでやるかどうかの問題なので、確かに実際に今いろいろな中山間地域で小売店がなくなって、買い物弱者あるいは昔は買い物難民と言われたような方々があって、それに対してどういう対策が有効なのかというようなことも当然議論されるべき問題だと思っておりますが、今の段階で実際に商業者の方々がいらっちゃって、やはりここではやれないという、とても合わないというような話をされているのは現状なので、そこの方々の買い物をどうするのだと言われても、ちょっと私、今答えに窮しておりますので、少し考えさせていただければと思います。

○議長（前川昌登君） 須賀原議員。

○12番（須賀原チエ子君） すみません、本当に大変なことだなと思いますけれども、これから高齢化が進んでいく中で、やっぱり買い物に行けない年配の方々がふえることも考えていただきたいということと、あと物売るだけではなくて、実際コミュニティの場所であったり見守りの場所になったりするので、ぜひいい方向に考えていただくようお願いいたします。

○議長（前川昌登君） 長門議員、長くなりますか、大丈夫ですか。

○18番（長門孝則君） 簡単ですんで。

○議長（前川昌登君） それでは長門議員、どうぞ。

○18番（長門孝則君） ちょっと時間が気になるようでしたので、端的に確認の意味でちょっとお聞きしたい

と思います。

田老地区なんですけれども、この中に送水場、配水池、載っていますけれども、ちょっと心配なのは水量なんですけれども、これは新しい団地に給水する施設なんです、水源をどこに求めるのかなという、既設の田老の簡水を利用するのかなのか、まずその辺、ちょっと確認の意味でお聞きしたいと思います。

○議長（前川昌登君） 長沢施設課長。

○施設課長（長沢雅彦君） お答えいたします。

今度、高台のほうに送る水源なんですけれども大平の井戸を想定してございます。その大平の井戸なんですけれども、1日最大量1,400tの取水量がございまして、今度の田老地区全部合わせても1,100、正確な数字はあれですが1,100t少しぐらいで済むような計算結果が出ておりますので、現在の水源で十分対応できるというふうに見込んでございます。

○議長（前川昌登君） 長門議員。

○18番（長門孝則君） わかりました。実は私は上水道を将来的にはやっぱり持って行って直結したほうがいいんでないかなと、そういう計画、私は認識不足なんですけれども、田老地区に上水道を持ってくるという計画、予定はありましたかどうか、その辺ちょっと。

○議長（前川昌登君） 長沢施設課長。

○施設課長（長沢雅彦君） 田老地区の水道の統合の関係のご質問だと思います。

現在の田老地区に関しましては、簡易水道6つと、あと飲料水供給施設2つ、これを全部で8つの施設を統合しようという計画を今進めているところでございます。将来は養呂地地区に配水池がございまして、水源は青倉でとるんですけれども、それとあとは鈴子沢の水源があります。それが全部管でつながるといふような計画を今進めているところでございます。

あと、上水道なんですけれども、法律上、上水道は5,000人以上の規模になるために、田老地区は簡易水道のままという形になります。

○議長（前川昌登君） 長門議員。

○18番（長門孝則君） 上水道は量的にも豊富です。水質もいいですので、田老地区にもそういったおいしい水を供給できればいいのかなと思っております。

それからもう一つ、田老球場の件なんですけれども、赤前の市営球場は今検討中ということですが、田老球場は第二球場としての位置づけになるのかなと、そういうふうにしてあります。ぜひせっかく新しく球場をつくれますんで、各種大会が開催できるような球場に整備してほしいなど、そういう思いなんです。それでちょっとお聞きしますが、例えば照明、それからラバーフェンスとかあるいは芝生、こういったのはどうなんですかね、整備するお考えなのかどうか、その辺ちょっとお聞きします。

○議長（前川昌登君） 伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤重行君） 田老球場の機能強化の部分についてお答えいたします。

現在、この災害復旧で整備をするという部分につきましては、まず両翼現在87mですんで、その部分で各種大会が誘致できなかつた、開催できなかつたということから92m、5m延長するという部分、そして安全性を確保するためにラバーフェンス、この部分を行います。あとは地域、あと利用者の団体のほうから要望を受けています、まずスコアボード、この部分については災害復旧事業の中でうまくコスト的なところも含めて、現在ある新里の山村広場の球場レベルのものでもし得るんであればということで、そこら辺を見ながら整備

をしていきたいと。照明並びに外野の芝生化につきましては、今回の災害査定の実施設計の中で一応コストを出してもらおうと。そのコストを見ながら今回の復旧整備とは別に、ただ必要性はわかりますので事業費も見ながら検討していくということになります。

○議長（前川昌登君） 長門議員。

○18番（長門孝則君） 今、ほとんど球場も照明は常識ですんで、ぜひ照明は設置するようにしていただきたいと、そういうふうに思います。

それからもう一つ、津軽石地区なんですけれども、これまで盛合邸、文化遺産の盛合庭園、これを踏まえてというか、これを中心にまちづくりを進めると、津軽石地区ですね、公民館とか保育所とか、そういうことで保育所、公民館は載っていますけれども、盛合邸のほうの整備については載っていないようなんですが、その辺はどういうふうに考えたらいいかお聞きしたいと思います。

○議長（前川昌登君） 熊谷教育部長。

○教育部長（熊谷立行君） お答えいたします。

当初、盛合邸も入れた中で津波復興拠点ということで考えた時点でそういうお話もありましたが、拠点エリアから外れたことにおいて、なかなか購入整備ということが手がつけられないということで、基本的な整備というか、活用してどういうふうにしようかという計画書は策定いたしました。その中で今現在我々ができることは、被災した文化財をもとどおりに戻す、その文化財である盛合邸を活用して公開等の事業をやって、その重要性をみんなに知ってもらおうと。そこに人が集うようにして、将来的にはそこも含めた形でどういうまちづくりをしていくかという方向で、長いスパンで考えていきたいということでございます。

あと、景観等については盛合邸から見た公共施設のあり方、あとはその盛合邸周辺の計画、これについては都市計画課と連携しながら、見合ったものを整備していきたいというふうな方向で進んでおります。

[長門議員「よろしいです」と呼ぶ]

○議長（前川昌登君） あと4名ですが、昼食の時間が来ましたので、暫時休憩といたします。

再開は1時です。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（前川昌登君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議の前に総務企画部長より発言の申し出がありますので許可します。

佐藤総務企画部長。

○総務企画部長（佐藤廣昭君） すみません、午前中、松本議員のご質問に対して財源の問題でございますけれども、過疎債を充当するに当たっては、本来予定した事業に影響を与えないように調整いたしますというふうに、簡単に調整ができるようなニュアンスで答えてしまいました。それに対する補足説明させていただきます。

過疎債でございますけれども、100%財源に流動できると、それから元利償還金の70%が交付税措置されるということで非常に有利な財源であるということございまして、そういう点からも本来の計画どおりというのが原則でございます。これは何でもそうなんですけれども、ただ軽微な変更に関しましては、私が申し上げたとおり調整が可能であります。ただ今回のような復興事業のような大幅な変更であれば、県との協議であるとか議会の承認であるとか、さまざまな手続が出てまいりますので、簡単にはいかないということになってまいります。したがって本来予定した事業に影響を与えるような場合、この場合は全体の事業の優先順位等を

見直すとか、その事業が全く実施されないことがないように実施年度を先送りするとか、そういう形で調整をとってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（前川昌登君） それでは、午前中に引き続き会議に入ります。

田中議員。

○26番（田中 尚君） 私は、資料の中の1、田老地区の、ページ数にいたしますと資料1の次のページ、2になりますが、午前中に落合議員からも若干触れられた部分でありますけれども、③-2の津波遺構、これに関連してお伺いをしたいと思います。

まず、ここに説明されております中では、市と県とで田老地区には津波遺構が整備される予定であります、ちょっと県のほうが実施中にもかかわらず事業費がちょっと計上されていませんが、これはどうなんでしょうか、計上するに当たらない費用で済むということなのか、ちょっと具体的にこの事業費が計上されていない理由についてお伺いします。

○議長（前川昌登君） 名越副市長。

○副市長（名越一郎君） こちらにつきましては、今、県のほうもどういう保存がいいとか、そういったことも含めて今検討中ということですので、例えば具体的な事業費なり財源というのは、まだちょっと固まっていないのかなというふうな認識でおります。

以上です。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 私は、進捗状況の中に岩手県実施中というふうにあったので、もう既に実施しているのであればその事業費が少なくとも説明できるはずなのに、何でないのかなと思って聞いたら、まだちょっと具体的な確かな部分は未定だというふうなお答えであります。そこでそれも含めると、もう既に完成しています環境省が整備した中の浜キャンプ場にも同じような意味で津波遺構が整備され、このほど記者会見等を含めて披露があったというふう聞いておりますが、問題は田老ですけれども、このたろう観光ホテル、いろんな経過はあったわけでありまして、もうこれは決まったことだという流れではございますが、私は非常に懸念しております。

そこで伺いたいことは、これは復興推進課が今日まで担当してきておりますけれども、以前にこの利用計画あるいは今後の維持管理等を考えると、早急にその担当課を決めるとお答えいただいたわけでありましてけれども、いまだに私の記憶ではその説明がないと思っているんですが、この点については、これは今は復興推進課ですけれども、今後は、つまりこれから来年度ですか、完成予定ということで今年度工事着手という工程表は示されておりますけれども、どこが担当されますか。

○議長（前川昌登君） 名越副市長。

○副市長（名越一郎君） 以前申し上げたのは、復興推進課の復興事業、震災後の復興事業をやらなければいけないということでできた組織ですので、永続的な組織ではなくて時限的な組織であろうということで、将来的にはどこかの別のグループが引き取るという形になるであろうということで、また担当が変わっていくというふうなお話をさせていただいたと思うんですけれども、まだ設計だとか工事が始まったわけではありませので、それと並行しながら内部でのその検討をしていきたいなというふうに思っている段階でございます。

以上です。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番(田中 尚君) そうしますと、以前にもう一人の副市長のほうから、早急に決めますという本会議場での答弁あったわけでありますけれども、あれは不適切な答弁だったというふうには今日では理解をすべきものではないでしょうか。

○議長(前川昌登君) 山口副市長。

○副市長(山口公正君) 私は全くそういう思いはございません。やっぱりできるだけ早い機会に庁内のそうした合意形成に努めていきたいと。ただその過程でいろいろございましたので、若干おくらしているということもございます。いずれ、これは全庁的に合意形成には努めてまいりますので、田中議員、よろしくお祈りいたします。

○議長(前川昌登君) 田中議員。

○26番(田中 尚君) 非常にタイムラグを感じるお答えでありますけれども、それはさておいて、このいわば保存の事業にもかかわってくる内容だと私理解をしていますので、一体どういう保存あるいは補修事業をしようとしているのかという意味で、交付金がもう既に2億3,600万認められた枠なんだという私は理解をしておりますが、ここの2億3,600万の中で、もう既に緊急に保全が必要な部分というのもありまして、これも議決した記憶があるんですが、これはそれを除いた金額、つまり残額として計上されているのか、あるいはそもそもの交付金として認められた総額がここに出ているのか、そこはちょっと確認の意味で聞いておりますけれども、お答えいただけます。

○議長(前川昌登君) 名越副市長。

○副市長(名越一郎君) こちらにつきましては、復興交付金と、あと市の単費で土地を買った分のもも含めての額ということになっております。

以上です。

○議長(前川昌登君) 田中議員。

○26番(田中 尚君) 市の単費も含んだ金額だということでもございました。それで、いわばこれは全員協議会で名越副市長のほうから当時こういうお答えがあったわけでありまして、つまり、たろう観光ホテルを下から見上げるのも方法かなというふうなことでありましたが、この利用計画は即保存の中身にも係ってくるのかなと思っておりますので改めて伺うわけでありまして、今回実施設計しているということなんですが、おおよそ保存の基本的な実施設計の作成に当たっての市の意向と伺いますか、どういうふうな内容を業務として示しておりますか。これは実施設計が、作業をするに当たって設計コンサルタントが一番確認する部分だと思いますよ。

○議長(前川昌登君) 川原復興推進課副主幹。

○復興推進課副主幹(川原栄司君) お答えします。

今、設計業者に委託しているのは、基本的に全協なりで説明した内容で、まずどのような保存をしようかと、あるいは可能であれば6階まで上げてと、そういうようなことが可能であるかどうかというのを前提として設計を発注しております。

○議長(前川昌登君) 田中議員。

○26番(田中 尚君) 今、実施設計をしている、そのいわば実施設計の中身については、6階まで上がるかどうかも含めて実施設計の対象として作業をしてもらっていると、そういう理解でよろしいんですね。そうしますと、これは具体的には出てきてからということになりますので、そういった意味で落合さんと同じようなスタンスにならざるを得ないんですが、なぜ多くの市民の方が不安を抱いているかといいますと、これが今

は学ぶ防災の一つの施設として、ある程度皆さん方のいわば視察の対象になっているわけでありましてけれども、いずれこの施設が、あってはならないことでありますけれども、年がたつと同時に、また震度の強い地震が来るかもしれないし、いつまでもこの施設を仮に保存したとしても、10年、20年、30年もというスパンでは考えられない。そうなったときの解体費がどれぐらいかかるんだろうかということ非常に大勢の方が心配しているわけなんです。見方を変えますと、たろう観光ホテルの社長さんは非常にいいタイミングでその事業を展開したなというふうに私は経営者として感心しているわけなんです。一方、宮古市は見方によっては災害廃棄物をいただいて、将来に解体費のかかるものを保存費用として残す。こういう選択をしたところは私の知っている限りでは余りないですよ。大槌町につきましても、いわば庁舎の一部だけを遺構として残す。

これはなぜかといいますと、やっぱり将来の財政負担を見通したときに、これはやっぱり大変なものになるよという判断が私はあるからだろうと思うんです。今回の大災害を通して人口は減りました。宮古市では平成の大合併でこの間、財政上の優遇措置を受けてきております。しかし今回の大災害で必要以上の人口流出が始まって人口減少が進んで、そうやっていったときに、この解体費は非常に私は大変なことになるのではないかな、復興交付金をいただいてにこにこしている、そういうふうな状況じゃないと、私はそう思うんです。

ですから、国も県も余りお金のかからない形で、なおかつ今回の東日本大震災の遺構をやっぱり保存するという形が、今、私は例えば防潮堤の一部を残すとかいう形にはなっていると思うんですね。宮古市はその検討が抜けているんです。今後の維持管理費が幾らかかるのか全然説明ないですよ。500万という数字出たんですけども、これの根拠もない、私に言わせれば。その議論の中で出てきた話なんです、私が最初に聞いたのは。どこが担当しているんですか、これは言葉を変えれば利用計画はどこでつくっているんですかという質問にもなるんですよ。したがって冒頭に名越副市長のほうからは行きがかり上、まだ復興推進課で担当しているという状況は、非常に私は褒められた話ではないということを指摘したいわけでありまして。

そこで端的に伺いますが、仮に今の段階であれを壊そう、解体しようとなった場合に、概算で結構ですが、どれぐらいの事業費見込めますか。

○議長（前川昌登君） 名越副市長。

○副市長（名越一郎君） 設計書によりますと、9,000万程度というふうな数字をいただいております。これは消費税抜きですね。

あと、ただ別にたろう観光ホテルの社長をかばうつもりはないんですが、もし解体するんであれば国のほうからほかの施設と同様にお金もらえましたので、別にあそこの社長が何か幾らか得したとかそういうことはないで、そこは指摘しておきます。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 名越副市長、そこはご心配なく。私もそういうふうな意図でお話をしておりますので、どうのこうのという意味じゃないです。

ざっと9,000万ということでありましてけれども、ちょっと話は飛びますけれども、実は今度、水門の問題の陳情書、きょうの新聞、とうとう出ていましたね。私は小本、岩泉の方のお話を聞いてびっくりしたんですけども、岩泉の小本の水門、今ちょっと直しているんですけども、1門当たりペンキの8回塗りです。9,000万かかるそうですよ。2門しか今年度事業対応できていない。ざっと2億円ですよ。そういうものをいわば、まだ小本のほうはまだ鉄の部分が少ないですからいいですけども、宮古の場合は二重シャッター方式でしょう。しかもそれを8回塗りしていかなければならない。これはたろう観光ホテルのいわば塗装にも関係してくるわけ

でありますけれども、毎年塗装していかなければならない。いや、3年で1遍でいいとか、さまざまな議論しているわけなんです、それも今後の保存、補修の中に出てくるだろうと私は思うんですけれども、少なくともあれだけ鉄骨がむき出しになって、しかも建物、6階建てのビルの高さを支える基礎の部分が腐食しているということになりますと、これをその状態で保存することのやっぱりリスクというのは非常に大きい、一体どういうふうな実施設計が出てくるか、私は楽しみにしているんですけれども、そういうふうなことが非常にあるんだよということを指摘をして終わります。

○議長（前川昌登君） 次に、北村議員、その次が佐々木議員。

○10番（北村 進君） すみません、先ほど質問し忘れたので質問します。私は落合議員、竹花議員と同じところなんですけど田老診療所についてご質問します。

資料1 ページ目の1の①でございます。進捗状況のところ平成25年8月、田老地区との意見交換があったと。私もその場に参加したわけですが、私はこの意見交換は非公式なものとして捉えていまして、あのときは実は診療所の場所についての意見交換をということで、あくまでもその無床、有床のことは、意見交換なのでその中では広く住民の意見を聞いてというふうに議員のほうから意見があったと思うんですが、その段階ではもう無床だということはなかったような気がするんですが。

○議長（前川昌登君） 下澤保健福祉部長。

○保健福祉部長（下澤邦彦君） お答えいたします。

確かに、非公式で意見交換というような場と私も認識しておりますけれども、まずその最初の趣旨は、診療所を高いところにつくるか下でいいのか、これを方向を定める上でお話を伺いたいということだったわけです。それで大方、高台についての理解は見られたようなところがあるんですが、その流れの中で有床か無床か、どう考えているというようなやりとりがありまして、それに対しては無床で考えているというふうなことがわかっております。ということで、有床、無床の話が田老地区の議員さんとの非公式の場で、このときが初めて出たものと認識しております。

○議長（前川昌登君） 北村議員。

○10番（北村 進君） それはそれとして、その後の歯科診療所のことについては意見交換には含まれていなかったかと思うんですが、その確認を。

○議長（前川昌登君） 下澤保健福祉部長。

○保健福祉部長（下澤邦彦君） 先ほどの竹花議員さんのときにちょっと言葉足らずだったんですけれども、今、北村議員おっしゃるように、歯科診療所云々ということは今回が皆様方に初めて、どう市側で考えているというのの披瀝するものでございますけれども、スクリーンにあります絵で申し上げますが、田老診療所という区画が乙部の高台にございます。市で整備しようとしているのは診療所のみでございます。この区域に薬局と、あと歯科診療所、これは民設民営で広く希望者を募れないかと、こういったことで今内部で検討しているものでございます。したがって先ほど竹花議員のときにちょっと言葉足らずだったのは、あくまでも民設民営で広く募るということを今内部で考えていると、こういうことを申し添えたいと思います。

○議長（前川昌登君） 北村議員。

○10番（北村 進君） 今のを確認するんですが、皆さんが危惧しているのが、ここの歯科診療所と明記になっていて、さらに宮古市の診療所の課がふえる、直営ではないかというふうに皆さん捉えていると思うんですが、もう一度その辺。

○議長（前川昌登君） 下澤保健福祉部長。

○保健福祉部長（下澤邦彦君） お手元の資料の1の田老診療所の敷地規模、施設規模、ここに施設規模のところで診療所800、薬局165、歯科診療所165と記載してありますが、市が整備するのはあくまでも診療所ということで、この記載の仕方のところで説明が十分でなかったのはおわび申し上げたいと思います。

この事業費は、あくまでも診療所分でございます。薬局と歯科診療所は民設民営ということで、同じ欄に書いてしまって誤解を招いておりますけれども、そこは申しわけございません、お許しいただきたいと思います。

○議長（前川昌登君） 北村議員、ありますか。

○10番（北村 進君） 最後に、財源のところなんですが、単純に被災したところの災害復旧であれば原形復旧とか、財源がこれは多分休日診療所をつくるときの財源もこれだったような気がします。これだったか、その違いについてお教えほしいんですが。

○議長（前川昌登君） 下澤保健福祉部長。

○保健福祉部長（下澤邦彦君） 今回の整備財源につきましては、普通一般に二様に考えられると思います。というのは震災で被災しておりますので、災害復旧費補助というのが一つありますけれども、今回の場合は岩手県の地域医療再生計画にのっけて、災害復旧費補助でなくてこの公的医療機関復興支援事業補助金、こちらを使うことにしております。したがって、あくまでも災害復旧では災害復旧費補助を使うものではないということでございます。

○議長（前川昌登君） 北村議員。

○10番（北村 進君） なぜそこを聞くかという、災害復旧であれば当然のごとく有床の施設になるのかなと思ったわけなんです。仮にこの財源であっても、例えば有床の施設をつくることも可能なかどうか。

○議長（前川昌登君） 下澤保健福祉部長。

○保健福祉部長（下澤邦彦君） 端的に答えれば可能だと考えます。ただ、先ほど竹花議員からもありましたように、今後議会説明を踏まえて住民説明とかそれを行っていく中で、無床化について市側で考えていることへの理解を求めていきたいと考えております。

○議長（前川昌登君） 次に、佐々木重勝議員。

○11番（佐々木重勝君） 1点のみ、簡単にお伺いしたいと思います。

消防団屯所、整備計画が示されてありがたく見ていました。そこで延べ床面積とかつくりについてちょっと見せていただいたんですが、コミュニティなり研修施設を兼ねた建物は280㎡ということですが、そういった中でこれはこれでそれなりの理由があって面積は違うと思います。そこで私がお聞きしたいのは、当然事業費にもはね返ってくると思うんですが、木造づくり、鉄骨づくりということで、同じ280㎡でも木造あり鉄骨あり、あるいは200㎡でも木造づくりと鉄骨づくりというようなことで設計がされておりますが、この辺の個々分けをお願いしたいと思います。

○議長（前川昌登君） 米澤消防対策課長。

○消防対策課長（米澤秀樹君） 木造と鉄骨の関係についてお答えいたします。

今般の津波で浸水した区域には鉄骨、それ以外の区域に建築する場合は木造と考えております。

○議長（前川昌登君） 佐々木議員。

○11番（佐々木重勝君） これで終わりますけれども、これはそれぞれ各分団とお話し合いの上設計されたものでしょうか。

○議長（前川昌登君） 米澤消防対策課長。

○消防対策課長（米澤秀樹君） あくまでも、この規模の部分ですが、宮古市の基本といたしまして建築面積が100で、延べ面積200、それが基本となっております。それでこの膨らんだ部分につきましては、これは田老地区の場合は集会場ということで、そちらのほうの財源ということで、あくまでも200㎡というのは各分団には説明済みでございます。

○議長（前川昌登君） 佐々木議員。

○11番（佐々木重勝君） すみません、深追いしての確認で。木造づくり、鉄骨づくりも、各分団、確認済みということによろしいですね。

○議長（前川昌登君） 米澤消防対策課長。

○消防対策課長（米澤秀樹君） はい、その部分は説明済みでございます。

[佐々木議員「終わります」と呼ぶ]

○議長（前川昌登君） 次は、工藤議員、どうぞ。

○16番（工藤小百合君） お願いします。資料3、鉾ヶ崎・光岸地地区の事業の状況についてお伺いいたします。

番号2、災害公営住宅が鉄骨で5階建てで40戸となっておりますが、被災者の方々の最終的な入戸というか、被災住宅に入る方々は40世帯を下回るのでしょうか、上回るのでしょうか、まだそこまでははっきりしていませんか。

○議長（前川昌登君） 松下建築住宅課長。

○建築住宅課長（松下 寛君） 5月中に申し込みを受け付けた結果によりますと、40戸に対して58件の申し込みがあったところでございます。

○議長（前川昌登君） 工藤議員。

○16番（工藤小百合君） すると、鉾ヶ崎で被災した方々が前のときは40戸、意向調査して40戸ということになっていましたけれども、今の課長の数字だと58戸になっていますが、これは鉾ヶ崎地区以外の方もこの災害公営住宅を希望しているということなんでしょうか。

○議長（前川昌登君） 松下建築住宅課長。

○建築住宅課長（松下 寛君） すみません、58、申し込みの内訳、今ちょっととれておりませんが、ほかの団地の申し込み状況から見てもその可能性はあると考えているところでございます。

○議長（前川昌登君） 工藤議員。

○16番（工藤小百合君） 単純に数字だけでちょっとお伺いいたしますけれども、40戸から58戸、じゃ優先順位というのは鉾ヶ崎で被災した方々が優先、それともこのぐらい数が多くなると優先プラス抽選ということもあり得るんでしょうか。

○議長（前川昌登君） 松下建築住宅課長。

○建築住宅課長（松下 寛君） まず、地域優先ということで、港町、鉾ヶ崎の災害公営住宅につきましては鉾ヶ崎、光岸地、築地、愛宕、崎鉾ヶ崎に住んでいた方が優先になります。

○議長（前川昌登君） 工藤議員。

○16番（工藤小百合君） ありがとうございます。一応被災した鉾ヶ崎の方々の気持ちは、一日でも早く災害公営住宅が建設されて、手足を伸ばしてゆっくり部屋に住みたいということが鉾ヶ崎の被災した方々の希望で

すので、一日も早い災害公営住宅の、この年度は決まっていますけれども、くれぐれもこの完成予定になるべくおられないように工事が完成して、皆さんが災害公営住宅に入居できるような形で、建設工事の方々にも工期は諸般の事情もありますけれども、おられないようによろしく願いいたします。

次、番号3、6分団屯所しか載っていないんですけども、鉾ヶ崎の屯所は6分団、7分団、2つありました。公共の土地に6分団ということになってはいますが、7分団の再配置計画では今、佐原のほうの市の土地のところは仮屯所になっていますけれども、被災した分団であれば、6も7も同じような形で新設の状況というのを載せていただくことはできなかったのでしょうか。別物として後から説明があるのでしょうか。

○議長（前川昌登君） 米澤消防対策課長。

○消防対策課長（米澤秀樹君） 今の7分団の件でございますが、7分団はここの事業からも外れますし、前回説明したように、市のほうでまだまだとか、佐原で再建したいということで、今関係課と協議しながら進めているのが現状でございます。

○議長（前川昌登君） 工藤議員。

○16番（工藤小百合君） 前、説明聞いて私は理解しているんですけども、一応被災した屯所ということで考えたら、6分団、このとおり被災した場所の市の公共の場所で新設します。でも今、課長が言ったように佐原というのは私は重々存じて今質問しているんですけど、一応それはそれとして事業は違いますけれども、この中で7分団はこういう形で再建したいと思っていますみたいな説明というのも、ただし書きみたいなのであれば、私は親切丁寧でなかろうかなと思って今質問したんですけど、どうなんでしょうか。

○議長（前川昌登君） 山根危機管理監。

○危機管理監（山根正敬君） 議員さんのおっしゃるとおり書けば親切だったと思います。今回、地区ごとの再配置ということで、鉾ヶ崎地区、津軽石、田老地区ということで、この地区の各区域から外れるということで今回載せませんでしたけれども、補足的に説明したほうが親切だったのかなと思います。よろしく願いいたします。

○議長（前川昌登君） 工藤議員。

○16番（工藤小百合君） ありがとうございます。6番のところに、これは被災した地域は鉾ヶ崎じゃなくて、田老も鉾ヶ崎も金浜、高浜、赤前、全部あると思うのですが、鉾ヶ崎の場合にしか載っていないのですが、ほかの被災した地域はどのような状況なんでしょうか、この整備に対して、避難路等とか標識とか。ほかの被災した地域は田老、今この説明見ると田老は載っていません。津軽石も載っていません。詳しくお願いします。

○議長（前川昌登君） 戸由危機管理課長。

○危機管理課長（戸由 忍君） 鉾ヶ崎についてはここに載っている部分で、これが新設の避難路あるいは既存の道路での改良を加えたほうが良いというような避難路の区域を載せております。あと田老についてもそういった形で載せております。他の地域につきましても同様にそれぞれの地区に必要な部分については載せておるところが、3月に全協の場でご説明させていただきました自主防災総合推進事業計画、その中でこれが抜粋というような考え方になるというふうにご理解いただければと思います。

○議長（前川昌登君） 工藤議員。

○16番（工藤小百合君） ありがとうございます。最後になりますけれども、7番、鉾ヶ崎地区の文化財活用計画というのがあるんですけど、鉾ヶ崎のまちづくり検討会とか復興管理とか、いろいろな鉾ヶ崎についての町並みとかいろんな検討したときに、このように文章として載っている形のようなのが意見として出されました。

それがこのような形で整備されるということは、鉾ヶ崎の住民の方々にとっては住民の意向が尊重されたのではないかなと思っております。でも財源とか事業費もまだ未定でございますので、でも未定でありますけれども、これは必ずこのような載せている以上は事業としてはやるということでしょうか。

○議長（前川昌登君） 熊谷教育部長。

○教育部長（熊谷立行君） 財源を見つけながら、ぜひやっていきたいと思っております。

〔工藤議員「よろしく願います。終わります」と呼ぶ〕

○議長（前川昌登君） 橋本議員。

○14番（橋本久夫君） 私は、今の工藤議員とちょっと同じ内容になるんですが、今の7番のところでもう一度お伺いしたいんですが、これを見るとその文化財活用計画になっているんですが、歴史の由来、来訪者に対する解説板や案内板の設置という具体的な内容が書いてあるんですが、これのみをもって文化財の活用という考え方になるのか、あるいはほかの活用として、鉾ヶ崎のまちそのものの歴史とかそういった伝承を含めたいろんな文化に対して活用していく計画があるのか、そこをちょっとイメージを教えてください。

○議長（前川昌登君） 熊谷教育部長。

○教育部長（熊谷立行君） もちろん、これはハードの部分で、これを活用したソフト事業、町並みの探索だとか来訪者への周知だとか、あとは地域の方々と一緒に学ぶだとか、そういう事業も展開して鉾ヶ崎の歴史、文化というものを継承していきたいと思っております。

○議長（前川昌登君） 橋本議員。

○14番（橋本久夫君） それで、ある意味この文化財を活用するというのが、鉾ヶ崎のまちの新たなまちづくりの中に大きなポイントを絞れるんじゃないか、これは私も一般質問の中でさせていただいて、防潮堤に囲まれたまちの中で新たな文化をどういうふうに捉えていくか、海と船が見える坂道を活用した町並み景観とかそういったものもいろいろ意見述べさせてもらったわけなんですけど、そういった中で先ほどの説明だと25年度に検討委員会、さまざまな検討委員会がありましたので、研究者の方々の。それでガイドラインができたものを提言書をいただいて、それを受けとって、それを取り組むという先ほど説明があったんですが、そのガイドラインの提言を受けた中身、大体取り組むような中身というのはどういったものになっていくのか、その町並み景観も含めて、その建物みたいなものも含めた中で鉾ヶ崎のまちを再興していくイメージなのか、そこをちょっと教えてください。

○議長（前川昌登君） 熊谷教育部長。

○教育部長（熊谷立行君） 景観形成の部分、町並み保存と呼ぶまではいかないと思います。まずは今、被災した部分がどういうふうに再建してくるのか、今まである文化財を足しながら、じゃ今度どういうふうなまちに育てていくのかという、そういう活動になっていくものと思っております。

○議長（前川昌登君） 橋本議員。

○14番（橋本久夫君） あえて、じゃその景観形成まで含めた大きな整備は取り組まないで、既存のものを活用するという今イメージでよろしいわけですね。

じゃ、あとその中で関連してお聞きしたいんですが、高台の避難所と2番のほうにある文化財のルートの整備とありますけれども、今、鉾ヶ崎地区では高台のほうに筆塚がありますよね。あれ、文化財になっているんですが、あれそのものも非常に狭隘な場所を上がって行って、ほとんど人も五、六人入れば窮屈な場所になるんですが、あれも一つの文化財ですが、あれもあのままの形で残していくのか、それも新たに組み込んでこの

全体の文化財活用の中で計画して、あそこも活用しながらルートも含めて整備していくのか、そこもちょっとお伺いします。

○議長（前川昌登君） 熊谷教育部長。

○教育部長（熊谷立行君） 恐らく、ちょっと私も詳しいところわからないんですが、そういう道路を使って避難路として整備していくと思います。避難路、避難だけの避難路じゃなくて、通常も人が行き来する散策するような避難路、そういうモデル的なもので活用していきたいという気持ちもございます。その中で新たにその筆塚の部分がどういうふうな必要性が出てくるのか、まずそれについても今後のまちづくりで考えていきたいなと思っております。

○議長（前川昌登君） 橋本議員。

○14番（橋本久夫君） 了解しました。市民の中でルートを散策しながら歴史学ぶ会も結構今行われておりますので、そういった意味では、あの辺をもう一回見直していただきたいなと思います。

それから、あと1点だけ、すみません。全体の区画整備に関して鉾ヶ崎なんですが、ラウンドアバウトの考え方をもう一回ちょっと。ですよね、ラウンドアバウトでしたっけ、ラウンドアバウトですね、これは全体でもまちができた当時にも道路もできていくと思うんですが、この利用の仕方というのは、なかなか日本にはなじみが非常にまだまだないのかなという考え方がしているんですが、道路の幅と半径ですか、どのぐらいの大きさをぐるっと、これ時計回りで回るんですよね、これの回り方とかその半径のやり方、ちょっと具体的なイメージ。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） ラウンドアバウトですけれども、これについてはまず時計回りで車は移動していきます。4方向から進入してきた場合でも、信号機を設置しませんので、皆さんに時計回りで移動してもらうと。すぐ隣の曲がり角に入ればいいんですけれども、例えば入って右手の角に曲がる場合でも、ちょっと遠回りにはなるんですが時計方向で入ってもらうというような形で、信号機がないことで震災に強いということもございまして、また復興したまちの象徴として、皆さんが今後、親しみを持ってこの施設になじんでもらえればありがたいなと思って設置しております。

○議長（前川昌登君） 橋本議員。

○14番（橋本久夫君） わかりました。それでその半径ですね、諸外国でいくと車は右側通行なんで、ばーっと来て入るタイミングは非常に外国のやつなんかできるんですが、何かちょっと狭くて、何か入るタイミングとか右に行くときの、真っすぐ行くのはこう行っていけるんでしょうけれども、左折なりするときの距離感が何か非常にちょっと短いかなというイメージがあるんですね。外国なんか行くと結構広くて、あっちから来る車が入ってくるのが見えたり、この入るタイミングが非常にわかりやすくなっているんですが、真ん中も何もないですね。当然見晴らしがいい空間で車を回すということですよ。何となく周が小さいようなイメージがするんですけれども、そこはどうなんでしょう。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） 今、直径で大体外周で18から16mだったと思うんですけれども、十分な広さがあると思いますし、真ん中については道路の通るスペースがわかるような例えば縁石ですとか、そういうような設置にはなると思います。なかなか初めての宮古市の取り組みでございまして、いろいろこれからまだまだ詳細も詰まっていないところもありますので、より使い勝手のいい施設に仕上げたいと考えてお

ります。

○議長（前川昌登君） 橋本議員。

○14番（橋本久夫君） わかりました。多分最初は戸惑うので交通指導員なんかの配備も必要になってくるのかなと思いますので、ぜひいいものに仕上げてもらえればと思います。

以上です。終わります。

○議長（前川昌登君） ほかになれば、この件はこれで終わります。

説明員の入れかえを行います。

午後1時43分 休憩

午後1時45分 再開

○

説明事項（２） 宮古市中心市街地拠点施設整備事業の推進について

○議長（前川昌登君） 次に、説明事項の２、宮古市中心市街地拠点施設整備事業の推進についてを説明願います。

名越副市長。

○副市長（名越一郎君） 私から、宮古市が進めております宮古市中心市街地拠点施設整備事業の概要について説明いたします。

本事業は、JR宮古駅南側におきまして、国の復興交付金などを活用して今後整備しようとしております施設について検討を進めようとするものです。過去の議員全員協議会におきましては、復興交付金の申請やその結果、または津波復興拠点整備事業を実施する用地、すなわち事業区域やその都市計画決定についてなどの説明が中心となっておりますけれども、本年度から市の総務企画部企画課に市街地施設推進室を新設し、中心市街地拠点施設整備事業として5月臨時議会で補正予算を議決いただき、整備しようとする施設について具体的に検討を始めたところでございます。

なお、本年4月には中心市街地地区復興まちづくり検討会、5月には宮古商工会議所議員懇談会及び市内4地区での市民説明会にて、その概要について説明したところで。

市といたしましては、宮古市総合計画、新市建設計画、新市基本計画、東日本大震災復興計画や被災公共施設再配置方針及び公共施設再配置基本方針、公共交通ビジョンなどに基づき、災害に強いコンパクトなまちを形成することが将来の宮古市の市街地形成には不可欠であると考え、復興交付金や災害復旧費及び合併特例債の活用を念頭に置きながら推進していきたいというふうに考えております。

今後は、基本構想、基本計画の策定、市民検討委員会の設置、市民アンケートの実施など事業の推進に向けてさまざまな事業を実施することになりますけれども、本日はそれらについて概要を説明するということになっております。今後も市議会や市民の皆様からの意見聴取に努めながら諸課題につきまして検討を深め、事務を進めていきたいというふうに考えております。詳細につきましては企画課長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（前川昌登君） 山崎企画課長。

○企画課長（山崎政典君） それでは、お手元のほうに6ページの宮古市中心市街地拠点施設整備事業の推進についてという表題がついた資料と、資料1の基本的な考え方、お手元に行っていると思います。まず6ページ物の資料でご説明した後に、次に資料1の基本的な考え方、こちらのほうを説明をさせていただきたいと思

ます。

では、まず1ページをお開きいただきたいと思います。

宮古市中心市街地拠点施設整備事業の推進方針でございますけれども、事業推進に当たっての基本姿勢を自治基本条例第4条並びに第14条第2項及び第3項ということで、市民とのまちづくりの目標を共有しながら推進していきたいというふうに考えております。

それから、事業推進の基本的な考え方、当然、総合計画を初めとする上位計画がございますけれども、2番に大きく掲げておりますとおり、東日本大震災を教訓に防災や災害対応の拠点を見直すこと、人口減少社会の進行の中で、将来的な行政コストを見据えた適切な行政機能と規模を検討すること、3として、復興後のまちづくりにおける新たな市民サービスに対応していくこと、これらを中心に拠点施設の整備を考えていきたい、ということでございます。

なお、現在、白書をつくって今年度公共施設再配置計画の基本計画を策定をする予定でございますけれども、それに先行する形になりますので、被災公共施設再配置方針を基本として進めたいということでございます。

次、事業の推進体制でございますけれども、市民参画においては、まず中心市街地拠点施設市民検討委員会を設置をして、基本的な考え方から協議をしていただきたいというふうに思っております。それから市民意識の把握のために調査を実施したいというふうに考えております。それから庁内のほうにおきましては、課長等で主に組織する整備検討委員会を設置するほか、基本構想、基本計画の検討調整については、企画課だけではなくて津波復興拠点整備事業の担当都市計画、それから建築事業の総括を担当する建築住宅課、こちらのほうとも連携を密にしながら進めていきたいというふうに思っております。

事業推進の手順につきましては、まず検討委員会でさまざまな事項を検討いただき、それらの報告に基づきまして庁内で検討した上で、議会との意見交換を経て策定をしたいというふうに考えております。

2ページ横になりますけれども、A4横長、これが今説明した体制図でございます。委員会の詳細については後ほど説明をさせていただきます。

次に3ページ、お開きいただきたいと思います。

まず、基本構想についてですけれども、基本構想作成をする前提といたしまして基本的な考え方、お手元にお配りした資料1を庁内としてまず作成をいたしました。これらを市民検討委員会にも出して、これらの方向性などを確認しながら、最終的には議会でも説明した上で、9月をめどに基本構想というものを策定したいというふうに考えております。それがまとまった時点で次に基本計画という形で、まだ設計に移る前に業者を決めて、基本的な考え方の技術的な部分も含めて詰めていきたいというふうに考えております。これにつきましては技術提案、いわゆるプロポーザル方式を採用したいというふうに考えております。そこで6月の今議会の最終日に、歳出として2,100万円の委託料を計上したいというふうに思っております。

次に、市民検討委員会でございますけれども、委員を25人以内組織したいということで、学識経験あるいは関係機関、各種団体等の代表、それから現在6月1日号の広報で公募の委員2名程度ということで公募中でございます。

それから、市民アンケート調査につきましては、現状の市役所の庁舎の来庁その他の基礎的な資料が、なかなかまだ窓口の戸籍その他の発行枚数ぐらいしかないということもありまして、それから市民の現庁舎に対する満足度とかニーズなどを把握したいということで、調査を実施したいというふうに考えております。このアンケート調査も、基本的に恣意的にならないように検討委員会のほうにも案をお示しをして確認をしていただ

いた上で、8月程度をめどに実施したいというふうに考えております。今回は大体総合計画等では3,000人ぐらいの抽出でやっておりましたけれども、事業内容その他、やっていることを知っていただくという意味でも、広報みやこの全世帯折り込みで返信はがきと、あるいはファクスも可能ですけれども、そういった形のアンケートを実施したいというふうに現時点で考えております。

それから、本庁舎等においでになる市民の皆さんに職員が直接協力をお願いをして住民アンケート、先ほどの全世帯配布のアンケートよりは項目少なくなると思えますけれども、そういった直接的な部分でヒアリング的なアンケートも実施したいというふうに考えております。

事業スケジュールにつきましては、5ページになります。

3月の議員全員協議会でもお示しいたしましたけれども、まず先に基本計画を9月をめどにということで、その後に基本構想を9月をめどにということで、そのまとまりを見ながら基本計画の契約実務を進めていきたいと、なおかつ基本計画等の議会等の協議も含めてある程度の方向性が見えてきましたら、基本設計、実施設計という形で移っていききたいということで、外構工事等はできれば27年度で、28、29年に本体建設工事というような形で考えております。これは復興交付金を使う以上、現時点ではこういう形のスケジュールというふうな形で組む、そういうふうな考えでございます。

なお、6ページに、これまでの経過といたしまして議員全員協議会、本日も含めた経過、それから市民に説明した経過、今後の日程として7月に第1回目を考えておりますけれども、市民検討委員会等の検討課題、こういったものを掲げております。

それでは、資料1の基本的な考え方のほうをごらんいただきたいと思えます。

これは、7月に予定をされます市民検討委員会に市としてたたき台というふうな形で基本構想を考えていただく上での基礎資料としたいということで、まず庁内として策定をしたものでございます。

1ページから大きく1番の事業の背景で(1)事業の背景でございますけれども、ア、イ、ウあたりにつきましては、これまで公共施設白書あるいは公共交通ビジョン、それから2回の全協等で現状説明した部分がございますので省略をさせていただきたいと。ただ囲みにございましたとおり、先ほど説明したとおり①の市の防災や災害対応の拠点を見直すと、それから②の適切な行政機能と規模を検討すると、③の新たな市民サービス対応、これらを大きく課題としてやっていきたいということを打ち出しております。

次に、(2)の現状と課題でございますけれども、まず①の防災・災害対策機能でございます。これらは実際震災後に庁舎がどういう状況に陥ったかといったもの、あるいは物資集配等の状況等を記載しております。②が市庁舎の耐震性、これにつきましては3月時点でも若干の説明をさせていただきましたけれども、今回改めまして添付資料も含めて庁舎の耐震性の部分をここに書かせていただきました。これにつきましては建設から42年以上が過ぎて、耐震も0.3程度ということで、市庁舎に耐震工事が必要になっているという状況でございます。

それから、③の新たな市民サービスへの対応ということで、今回の施設整備を契機といたしまして、市の中心部にある公共施設が分散しています。それ以外にもいわゆる中央公民館等も含めて市庁舎より古い施設等も多く、現在のどうも市民ニーズに合っていない実態等もございますので、今後の例えば子供とか子育て世代、高齢者、こういった方々が自由に集まったり交流できる拠点を設ける、こういったことが必要になってくるかというふうに思います。

④として、宮古保健センターの本復旧、これにつきましても、現在、市民総合体育館の駐車場に仮設で配置

しておりますけれども、これらも保健センターという機能上、例えば健康課、介護保険課、こういった庁内の課と連携して進めることが、より保健センターの機能を高めるということもございまして、今回このエリア内に一緒に整備をしていきたいという考え方を示したものでございます。

なお、(3)の長期計画等における位置づけにつきましては参考資料のほうに添付しております。後ほど若干説明いたします。

2の事業の推進の中の推進方針は、基本的に先ほど説明したとおりでございますが、基本理念及び基本方針として大きく4つに分けて建物を考えていきたいというふうに現時点で考えております。

まず、基本理念の1は、市民の安全・安心な暮らしを支え、災害に強いまちの形成を図る施設として考えているということで、主に防災機能の部分を記載しております。それから基本理念2は、便利でわかりやすい親しみのある施設ということで、市民にとって訪れたときにわかりやすいとかユニバーサルデザイン、それからワンストップサービス、こういった部分も今の庁舎以上に考えていかなければなりません。それから議会施設についても一体となって整備をして、活発な議会活動や市民に開かれた議会、こういったものを目指していくという考え方を示しております。

次、5ページになります。

基本理念3、市民の交流・活動の拠点となり、市街地の活性化を図る施設ということで、市民の協働と交流の拠点となる施設を目指したい。

最後に、基本理念の4として地球環境に配慮した施設として、いわゆる再生可能エネルギーの活用とか太陽光、自然通風、こういったものにも配慮しているといった必要性を掲げております。そういった部分で最後に災害に強いコンパクトなまちというものを目指していきたい。

6ページには、中心市街地拠点施設の立地計画及び配置計画、それから周辺環境アクセス関係書いてございますけれども、これらにつきましては3月の全員協議会で大分説明をさせていただきましたので省略させていただきます。

7ページからが、今までお示しをしておらなかった基本的な中心市街地拠点施設の規模その他の現時点での基本的な考え方でございます。

まず、①の防災拠点施設として1,100㎡程度の延べ床面積を想定しております。ただし防災拠点の中での単独が260㎡、市庁舎との共用というのは危機管理室とか通信指令室、庁舎の中に含まれる、それから地域活力創出施設との共用ということで、市民が集まる場所と一体になった場所となる防災教育とか学習機能、こういった部分を合わせて1,100ということで考えております。

それから、市庁舎のほうは国交省の新営一般庁舎面積算定基準による算定で、平成26年4月1日現在の職員数が、本庁舎で勤務を想定する部署、非常勤、臨時職員を含めて544人おります。これを算定表に当てはめて市庁舎の延べ床面積算定しますと約1万㎡というふうになります。

下のほうが全国自治体の事例ということで、ここ数年間の中で庁舎整備をした部分のデータも集めました。これでいくと1人当たりが約33.3ということで、人数を掛けると1万3,600ということですが、この中でより低いほうの1万㎡ということで想定をしたというところでございます。

それから、保健センターは大体被災前の延べ床面積で災害復旧費を充てるということで考えておりますので、950㎡を想定しております。それから地域活力創出拠点施設、いわゆる新たな市民サービスのための施設ということになります。こちらが4,150の延べ床面積を想定してございまして、単独分、例えば防災拠点施設は庁舎に

併合される部分等は含まずに単独分で260、市庁舎が1万、保健センターが950、地域活力創出拠点が4,150ということで約1万5,360㎡というもので、今、基本的な考え方として想定しております。

なお、次に概算事業費でございますけれども、建設単価の設定が現時点では難しいところではございますけれども、おおむね平米単価を40万から45万というふうにいたしますと、8ページの一番下を書いてありますとおり、建設建物分だけで約61億から70億というふうに見込まれております。

次に、この財源でございます。防災拠点施設につきましては復興交付金が充てられます。いずれ最終的には基本計画をつくり、あるいは基本構想、基本計画の過程の中で復興庁と協議をしていって、必要面積というのを認められた上での確定になると思っておりますけれども、復興交付金が充てられると。それから市庁舎については、中心は合併特例債というふうに考えております。それから保健センターが災害復旧費で、地域活力創出拠点施設についても復興交付金が充当できる施設になっております。先ほどもそういった形で財源の中でもこういうふうな部分をベースにしながら、いわゆる特例債、災害復旧費で充てられない部分に一般財源が若干想定されるという考え方になります。

それから、建設事業の手法ですけれども、基本構想、基本計画、基本設計、実施設計、建設工事という形で進めていきます。現時点で想定される事業手法とすれば、市の直営で従来と同じように基本設計をして実施設計をして、管理は管理、施工は施工という形と、今デザインビルドという形で基本設計までは同じですけれども、実施から施工まで一体的に行うという手法もございます。それともう1点、これは財源との検討にもなってきますけれども、PFI方式ということもございます。今時点でどの方式がということではございませんが、今回こういう形で今現在想定されるもので3つありますよというような形で書いております。

11ページの事業スケジュールについては、先ほど説明しましたので省略させていただきます。

なお、今後の諸課題といたしまして、まず(1)施設の集約・利活用と整備施設の規模等でございますけれども、計画用地がもう既に1.64という一旦決まったところに、どのようにうまく機能を集約、配置するのか、総合的な視点から整理検討して、基本計画に反映していくための基本構想をつくる必要があると。それから現有施設、移すとすればこの庁舎あるいは分庁舎、こういったものの用地の利活用についても検討が必要だというふうに考えております。これらも市民検討委員会の中で意見を聞きながら、さまざまな検討が必要だというふうに考えております。

それから、先ほど職員の定数によって延べ床面積が出るという形の説明をいたしましたけれども、拠点施設が整備される時点等での業務量等を勘案しながら計画を定めていくという必要があるというふうに思います。事業スケジュールと事業手法については先ほど説明したとおりでございますし、市民の参画と協働及び情報の開示につきましても、これまで以上に議会との協議、その他を密にしながら、市民の皆さんにも情報開示した上で意見をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

13ページからが資料編になります。大変恐縮ですが、ここらは資料がこういうものがありますという説明だけにさせていただきます。

13、14ページが、先ほど説明した市庁舎の耐震性能と維持管理等に関する経過ということで、平成22年12月に耐震改修の概算工事費が出ておりまして、その後いわゆる東日本大震災が発生したことで、それがそのままになっていったということで、耐震診断、新耐震基準、I s値その他の本庁舎の耐震関係の資料を13、14ページに掲げてございます。

それから、15、16ページには庁舎及び行政組織の分散化の状況ということで、この中には本庁舎の延べ床あ

るいは分庁舎の延べ床面積等ございますので、こういった中でも先ほど説明した1万㎡というのが、余り過大な延べ床面積ではないということもご理解をいただけるのではないかなというふうに考えております。

それから、17ページに駅を中心とした中心市街地の中の公共施設の配置状況を図示しております。こういったトータルのものの考え方の、今回の事業計画地と中心市街地をどうするかという中で考えていかなければならない部分だろうということで図示しております。

18ページから20ページにかけてが事業に関する長期計画等ということで、それぞれの長期計画における記述でございます。

21ページに、先ほど説明した防災拠点施設の1,10㎡の算定の根拠と地域活力創出拠点施設4,150㎡の算定根拠を示しております。

それから、22ページに先ほどした説明した国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準ということで、事務室等に限っていけば、特別職その他でいわゆる換算率というのが出てきますので、そういった形で設けたというふうになります。

それから、一番下のほうに議事堂ございます。国交省の数字によりますと、議員1人当たり35㎡ということで、約980㎡ぐらいが議会分というふうな形で現時点では庁舎の中で想定をしております。

最後になりますが、23ページに、ここ数年間、整備をされた全国自治体の庁舎の状況、延べ床面積、敷地面積、駐車場その他を参考資料として考えてございます。先ほどの職員数に対する単位面積ですけれども、右のほうに平均33.3ということで、大きいところは38.8ぐらいから、小さいところは26.4ぐらいまで若干幅があると。それにかかわる総事業費等を掲げてございます。

大変はしょった説明で恐縮でございますけれども、以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。

この件について何かご質問があれば挙手願います。

坂下議員。

○23番（坂下正明君） 若干お尋ねをしますが、今の説明で大体大まかな概要はわかりました。ただ、こういう施設の再配置計画というのは、まず全体計画があって、その中で例えば本庁舎は今言ったJRとかというような計画があると思うんですね。そうすると今の段階でJR用地に本庁舎を移転するという計画が今出ているんですが、そうすれば今現在のこの本庁舎と、あとは先ほどちらっと話が出ました分庁舎、あとその裏の中央公民館の利用計画というのはどのようなお考えでいらっしゃるのか、お伺いをいたします。

○議長（前川昌登君） 山崎企画課長。

○企画課長（山崎政典君） 先ほど説明したとおり、本庁、分庁の跡地活用についても、跡地活用というのはいつというふうな方向で動いた場合ですけれども、それも市民検討委員会の中で検討していただきたいと。このいわゆる宮古の中心市街地を考えた場合に、東西というのが駅の前の交差点から大体市役所前までが、これが東西軸だというふうに思いますし、駅から魚菜市場のあたりまでが南北軸、この約50haぐらいが宮古の中心市街地だというふうに考えますので、そういった中で先ほどの、できれば難しいところではあるんですが、公共施設の再配置の計画の中でも並行して検討していかなければならない部分もありますが、市民が望む施設というものもどういうものかというご意見も聞きながら、そこら辺は考えていきたいなと。

ただ、中央公民館は被災をしていませんので、中央公民館については今後も活用を続けながら、例えば新しい地域活力創出拠点施設等ができた場合の利用状況等を勘案しながら、その方向性は決めていくのかなという

ふうな感じで現時点では思っております。

○議長（前川昌登君） 坂下議員。

○23番（坂下正明君） 中央公民館についてちょっとお話ししようと思ったので、先に山崎課長のほうからお話があったんですが、被災は受けていないと言いながらも、中央公民館はやっぱり老朽施設の一つでございます。そしてああいう立地条件ですので利用する方々が大変不便なんですよね。駐車場がまずスペースがほとんどない。ああいう坂道、雪のシーズンだと大変だということで、結局もとの税務署が中央公民館分館になっていますよね。しかも全体計画の中で言われているのは、今までの合併を繰り返した影響もあるんでしょうけれども、結局市民1人当たりの面積が広いと、公共施設のね、というような問題点も指摘されておりますので、私の意見とすれば中央公民館に関しては、あそこはもう以前はそういう雨漏りがしているという何か苦情も聞いておりますので、当然私は廃止するものと思っておりました。保久田にある分館のほうですか、あそこに中央公民館施設を持ってくれば、結局公民館公共施設の面積も削減になるわけですよね。その辺、あと分庁舎も同じように冷暖房の施設がほとんどきかないような、夏は暑く冬寒いというような施設でございます。当然本庁舎よりも10年以上前に建っている施設ですので、私は当然廃止すべきものと思っておりました。

だから、その辺をこれから検討委員会を作成しながら、市民の皆さんの意見、あとは庁内でも委員会を設置して部課長の皆さんがいろいろと知恵を絞るようでございますが、やはり広く意見を求めて、よりよい方向に持っていただきたいと思って、一応意見を述べさせていただきますが、あともう一つ、JR用地に本庁舎を置いてコンパクトシティの先駆けとしたいというのわかりますが、ただ一般市民の方々から言われるのは、宮古弁で言うせまつないところにそういった施設を持って果たして機能ができるのかと、あとはもう一つは、あそこの八幡様、一中の十字路が宮古市内でもトップクラスの交通量なんですよね。その交通量が結構ある、特に海水浴シーズンとかといいますと、あそこの十字路から市役所の横まで車が渋滞しますよね。これがあそこに本庁舎が来ると、何も交通渋滞に対する手を打たなければ半端じゃない交通渋滞が起こるということで、それを大変懸念している方が多々ございます。実際に、いや、こういうふうには道路を買収して、ここを9mに道路を拡幅して、幾らかでも渋滞が起きないように何か工夫はなさるようですよという話をしても、ただアクセス道路がその一本だけで、しかも狭いとなると、とてもとても渋滞解消どころか、これまで以上に渋滞があって、何か火事だ、震災だとなった場合に、とてもじゃないけれども身動きがとれないんじゃないかと。だからそこに何でもかんでも集約するんじゃなく、ある意味で分散をしたほうがいいんじゃないかというような提言も市民の間からもいただいておりますので、これは今後検討していく機会は多々あると思っておりますので、ぜひ今のことも参考意見としてお聞き取りをいただいで役立てていただければ幸いです。

以上です。

○議長（前川昌登君） ほかに質疑はございませんか。

近藤議員。

○3番（近藤和也君） すみません、1点、2点ほどお聞きしたいんですが、市民の検討委員会というのはどういった人たちを考えておりましたか。

○議長（前川昌登君） 山崎企画課長。

○企画課長（山崎政典君） まず、委員長候補には、やはり建物に関することですので、ちょっと外部の先生、1級建築士とかの資格を持っている大学の先生を予定したいというふうに思っていました、それから会議所とか観光協会とか、あとやっぱり町なか全般のことですので、末広町とか中央通りの商店街、こういっ

た方々、それから駅の裏にということで鉄道事業者、三鉄さんとかJRさんとかこういったところにも入っていただいてやりたいなというふうに思っております。

○議長（前川昌登君） 近藤議員。

○3番（近藤和也君） わかりました。こういう委員会とかというと、何となくどこに行っても同じメンバーというのはちょっと見受けられるので、なるべくいろんな範囲での人を集めて検討委員会を開いていただきたいなど。

あともう一つなんですけれども、25人というところのメンバーを検討しているようなんですけれども、ちょっと多いというか、25人で本当に議論ができるのかなとちょっと私は思っているんですけれども、これを例えば半分にして2回やるとか、何かそういうふうに委員が検討しやすいような雰囲気づくりをしたほうがいいんじゃないかなとちょっと思ったんですけれども、その辺はどうお考えですか。

○議長（前川昌登君） 山崎企画課長。

○企画課長（山崎政典君） 近藤議員のおっしゃる部分も、ある意味一面あるんですけれども、やはりちょっと重大な事業でございますので、難しいところではあるんですが、結構絞ってもこのくらいになったというところが現実的に。あと今2名公募していましたが、1名ぐらいちょっと手を挙げたいという若い方みたいなので、そういったところも含めての25ということなんで、最終的には24とかそこぐらいなのかなと。あとは今回あれなんですけれども、例えば地域活力創出拠点施設をやるときなんかには、その25人の委員さんに限らずに、もう少しオブザーバーというとおかしいですけども、この部分はどうだろうという意見を聞いてやれるような柔軟な組織にはしていきたいというふうに考えております。

○議長（前川昌登君） 近藤議員。

○3番（近藤和也君） わかりました。何でそういうことを言ったかということ、25人だと皆さんが十分に検討するような発言をしない人も当然出てくるのかなと思ひまして、そういう感じだと余りいい人をどんどん集めても余り意味がないとしようがないなと思ったのでちょっと質問させていただきましたので、その辺もちょっと考えた、委員になった方が十分に自分の意見を発言できるような委員構成、何回やるかわかりませんが十分に議論していただきたいと思います。

以上になります。

○議長（前川昌登君） ほかになければ、この件はこれで終わります。

説明員の入れかえを行います。

暫時休憩します。

午後2時27分 休憩

午後2時30分 再開

○

説明事項（3） 国保診療所の消費税課税事業者届出について

○議長（前川昌登君） 国保診療所の消費税課税事業者届出についてを説明願います。

山口副市長。

○副市長（山口公正君） 午前からの協議で大分お疲れのことと思いますが、もう少しおつき合いをお願いします。

それでは、私から3番目でございます。国保診療所の消費税課税事業者届出につきましてご説明申し上げ、

ご理解を賜りたいと思います。

実は、国保診療所の消費税課税事業者届出につきましては、去る6月10日の教育民生常任委員会にてご説明申し上げ、その後、ご案内のとおり新聞、テレビ等でも報道されてきたところでございます。消費税につきましては、ご承知のとおり課税売上高が1,000万を超える場合、申告、納付が必要というふうになってまいります。しかしながら当市の国保診療所におきましては、診療施設ごとに1,000万円を超えない場合と判断し、今日までそのような認識のもとで対応してまいりましたが、今回、税理士の見解は合算した課税売上高が1,000万円を超える場合、申告、納付が生じるというものでございます。したがって、これまでの経過、経緯につきましてこれから担当課長より説明してまいりますので、どうぞご理解を賜りたいと、このようにお願いする次第でございます。

なお、もしご理解いただけるのであれば、納付日となります予算措置につきましては、最終本会議において補正予算にご提案申し上げたい、このように考えておりますので、あわせてどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（前川昌登君） 松館健康課長。

○健康課長（松館喜久子君） それでは、ご説明をさせていただきます。資料に沿ってご説明いたします。

国保診療所の消費税課税事業者届出について、経過についてでございます。

平成25年10月に盛岡の国保連で会議が開かれた際に、国保診療所であっても消費税課税対象収入額が1,000万を超えた場合には課税対象となり、納付義務が生じるとの情報提供がございました。国保連での情報提供を受けまして宮古税務署へ照会をいたしました。宮古市の3診療所も消費税課税の対象になるのかどうか、そしてそれぞれの診療所が1,000万円を超えた場合に申告が必要なのか、または3施設を合わせた額が1,000万を超えた場合に必要なのかということ税務署のほうへ照会をいたしました。その後、12月下旬に税務署からの回答がありました。3診療所を合わせた消費税収入額を基準に、1,000万円を超える場合に申告が必要との回答がございました。宮古市では、1施設ごとであれば1,000万を超えないというものの、3施設の合算であれば明らかに超えることから、宮古市国保診療所として消費税課税事業者の届け出が必要であることがわかりました。

その後の税務署とのやりとりについてでございます。平成20年度から24年度分の決算書の詳細資料を求められました。基本的に収入のうち診療報酬は課税対象外ですが、そのほかの収入、例えば嘱託医委託料とか予防接種料、それから健康診断料、文書料などのほとんどが課税対象とのことでした。また歳出につきましては、課税対象経費とみなされるものを積算の上、課税売上割合を算出して税額計算をするというお話がございました。

消費税額の確定についてですが、平成26年3月、税務署より平成20年度から24年度分の5カ年分の税額が確定したとの連絡がありました。税務署では5カ年分を積算の上、さらに仙台の国税局に照会し確定したものとすることを連絡をいただきました。そして計算された5年分の申告書を手渡されたという状況でございます。

申告に際しての税務署のスタンスといたしましては、26年4月上旬、税務署のほうからの連絡が入りました。今回は税務署で示した申告書の内容については、診療所がこれまでの事業の見直しの中で消費税の申告義務が発生するのではないかということで自主的に相談があり、税務署はその相談に答え、参考までに書類作成したものであると捉えていること、また税務署の税務調査という形で資料収集し、税務会計に至ったものではないことが伝えられました。

試算した消費税額は表のとおりなのですが、消費税額5年分の総額が345万3,200円、無申告加算税が17万1,500円、そして延滞金が37万5,600円と、過去5年分の消費税額は400万300円となります。

対応といたしまして、過去5年分の消費税を納付することについて、税務署が税務調査として入った場合は過去5年分を遡及し税額計算され納税することになります。本件のように税務調査ではなく、経営見直しの結果、申告義務の発生に気づき自主申告した場合でも、遡及は同様の5年の扱いとなる旨の説明を受けております。このことから宮古市では課税事業者として届け出をするとともに、遡及による申告義務が発生する過去5年分の消費税額約400万円を納付申告することといたしました。

納付額の予算措置についてでございますが、先ほど副市長からもお話がございましたが、今回の消費税申告納付につきましては、規定予算には計上されていないことから6月補正予算に計上し、財源といたしましては全額一般会計繰入金を見込み、市議会の議決をいただくことといたしたいと思っております。

なお、予算要求額ですが、平成20年度から24年度分の約400万円と、26年度の納付見込み額120万円の合計520万円を予算計上するものでございます。

今回の原因についてですが、消費税の申告義務につきましては、課税売上高が1,000万円以上という認識はあったものの、単一の診療所において1,000万を下回っていたことから、申告納付の必要性についての認識がなかったことが上げられます。

今後の対策といたしましては、消費税課税事業者届出書の提出により事業者登録となり、今後、毎年9月末には前年度分の申告が求められますことから、申告漏れは今後は発生しないものと思われませんが、今後より一層制度内容の理解を深め、課税事業者としての責務を果たしてまいりたいと思っております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。

この件につきましては、教育民生常任委員会に説明済みでありますので、委員会での経過について教育民生常任委員長より報告願います。

坂本教育民生常任委員会委員長。

○17番（坂本悦夫君） それでは、質問の前に委員会のほうから経過をご報告させていただきたいと思います。申しわけないんですが、自席からさせていただきます。

ただいま、当局から説明がありました国保診療所の消費税の件については、6月10日の委員会において説明がありました。それを踏まえて委員会の判断としては、この件は当局の判断ミスであり、重要な案件ですし、今期定例会最終日に提出要請の補正予算に消費税額520万円を計上するというようになっておりますので、この件は当局から直接議員全員に説明すべきと考え、議長に全員協議会での説明を要請したということであります。

それで、委員会での主な議論の経過を報告いたしますと、質問では消費税の売上高が1,000万以上になったのは平成16年からだと思うが、その時点からのものは時効になっているため、この5年間のものを洗うという必要が出てきたということかという質問に対して答弁は、平成16年4月1日から課税売上高が1,000万を超えれば課税業者となることになった。それまでは課税売上高が3,000万円を超えれば課税事業者であったが、3,000万以下であれば課税事業者でないため、消費税の申告の必要はなかったことになる。平成16年以前は市町村合併前なので市町村に診療所があったが、当時の状況からすると3,000万円は超えていなかったものと思われることから、その期間については時効ではなく、そもそも課税事業者になり得なかったと思っている。平成16年以降は課税売上高が変わったことや市町村合併があったことなどで、状況が複雑になっているということござい

ました。

もう一つの質問では、各診療所の中で特に課税売上高が1,000万を超える年などがあったのか、全ての診療所で平均的に1,000万円を超えないぐらいで推移してきたのかという質問では、答弁では、直近の数値で平成25年3月期の課税売上高は、田老が950万円程度、新里が670万程度、川井が990万程度、課税売上高は1,000万を超えていないが、合算すると超えることになるとのこういうことでした。

ということで、私の経過説明は終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（前川昌登君） 教育民生常任委員会の報告が終わりました。

ただいまの委員会の報告も踏まえて、ご質問があれば挙手願います。

松本議員。

○22番（松本尚美君） 1点だけちょっと確認をしたいと思います。

課税事業者であったという認識がないままに経過をしてきたという、それはわかりました。ということは、その他の診療報酬以外のいわゆる課税対象となる分については、当然に消費税を転嫁していただいてはいないと、領収はしていないということですよ。

今後の話なんですけれども、じゃ今後はどうするんだということですね。普通に考えれば課税対象ということになれば、当然今は8%ですか、ことしから8%ですが、それを転嫁するというのが普通考えられることですが、これは今後の部分が出ていないんで、それはどうするのかと思いますね。

○議長（前川昌登君） 下澤保健福祉部長。

○保健福祉部長（下澤邦彦君） 今後についてでございますけれども、課税事業者の届け出をしましたということで、これからは全部の診療所の消費税課税売上高、これと、あとは消費税課税仕入れ高、この差し引き、大ざっぱに申し上げますと、それが申告する必要が出てまいります。ということで今後は一課税事業者として申告を毎年していくということになろうかと思います。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） 申告はするんですけれども、結果論とすれば今まで転嫁していないわけですから、消費税に見合う分を結局サービスしてしまったということでございますね、ある意味で言えば。要するに今度これを一般会計で負担するということは、要するに患者さんなり利用された方々に対しては5%相当の金額を安くしていたと、要するにもらっていないと思うんですね。そういう意味で私は、じゃ今後どうするのかと。要するに一般会計で負担するということは、今回課税される売り上げに見合う負担をしていただいた方々にはサービスをしたんだと思うんですね。本来もらうべきものをもらって納めるべきものをもらわないで納めなければならないということは、それをサービス、おまけしてしまったということになりますよね、違いますか。

○議長（前川昌登君） 下澤保健福祉部長。

○保健福祉部長（下澤邦彦君） サービスというか、今度5年分さかのぼって申告して納付してまいりますけれども、診療所で非課税売り上げのほかの分が課税売り上げですけれども、それについてはこれまでの5%の消費税が乗った分をいただいているわけです。ですから今度の申告で課税仕入れと課税売り上げの差し引きが、大ざっぱに言えば納付になっていくということで、サービスも私たちがいただきもしておりません。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） なるほど。ということは言いかえれば不適切だったんですね。要するに消費税を転嫁してもらっているにもかかわらず、それを課税事業者であるかどうかという認識は別にしても、基本的に益税

になっているということですよ。その分、今度5年分はさかのぼって納めるという延滞金だか、そういった分があるからどうなのかなというのはありますが、益税にするという考え方は基本的に確信的なものはないなというふうには思うけれども、それ以上納得いかない。いずれ今まで課税はしていたと、要するに転嫁をしていたよと。今後も転嫁はして適切に申告をすると。了解です、わかりました。

○議長（前川昌登君） 下澤保健福祉部長。

○保健福祉部長（下澤邦彦君） 補足しますけれども、益税という言い方、確かにございました。ただ1,000万いかないというふうに認識していて、結局それは免税事業者となりますので、免税事業者でいながら仕入れるときには消費税が乗ったものを仕入れ、売り上げるときには消費税が乗ったもので売り上げるというような関係で、ですから全てが益税というふうには捉えられないんじゃないかなと思います。

〔何事か発言する者あり〕

○保健福祉部長（下澤邦彦君） おっしゃるとおりです。

○議長（前川昌登君） 長門議員。

○18番（長門孝則君） 質問というよりは苦言を呈することになるかと思います。余り言いたいことではないんですが、どうも最近、例えば設計ミスが結構ありますし、それから3月でしたっけか、国保会計の返還金もありました。これ、どういうことでこういったミスが発生するのかなど。私の記憶では、余り以前はそういうことはなかったような気がするんですが、一つは、これは当然担当者は把握しておくべき事項なんですよ。知らなかったとかなんとかって言う筋合いのものではないんですよ。だから担当者もそうですが、疑問を持ったたらそれを確認するという、私はその確認作業がおろそかになっているんでないかなと、そういうふうに思っているんです。やっぱりこれは単なるミスで終わるんでなくて、こういうのが頻繁に続くと、やっぱり市民に対しての不信を買いますよ。行政、市役所に対しての信頼というのを失うことになります。だから十分気をつけてやってほしいなと思います。

それから、副市長さん、こういったミスが発生した場合は検証というのはやっていますか、どうなんですかね、その辺をちょっとお聞きします。

○議長（前川昌登君） 山口副市長。

○副市長（山口公正君） いずれ、毎度毎度ということで本当に弁明の余地はございません。そこで実は前回の部会でも言いました。私はやっぱりまずはこの現状で、今、長門議員が話したように、自分が与えられた仕事については、やっぱりもう一度自分でみずからその検証なり、あるいは疑問を持ちなさいということを実は申し上げました。というのは、何となく惰性で今まで来ればそのとおりにやっています。ですからそのための人事異動があると。そこで今回も例えばこういうミスがある、そいつは人事異動のとき、よく発見するんです。人事異動になったら、そのとき自分はもう一度原点に戻って、今の制度、曖昧がないのかどうかということ、実は全く今、長門議員お話しのとおりだと私も申し上げました。

でありますので、いずれ毎回毎回ということ、本当に私も皆さんに本当に申しわけない思いでございましたが、これをどうにかしてやっぱりなくすということはそのとおりのわけですが、ですからもう一度やっぱり今お話ししたとおりの現状の事務についてやっぱり検証させると、そしてまず疑問を持っていただきたいということでございますして、再度お話ししました交付税につきましても、これはたまたま去年いわゆる人事異動をしたならば、その新しく行った職員が何とかしていかなければならないということで発見したものというのが最近ありますので、そうしたことで今度ともその辺は努めていきたいと思っております。本当に大変申しわけ

ございません。

○議長（前川昌登君） 長門議員。

○18番（長門孝則君） 私が感じるのは、やっぱり職員がもう惰性でやっている嫌いがあるんでないかと、やっぱりそこにも原因があるのかなど。そういう意味で副市長さんには職員の指導を徹底してほしいなど、そういうふうに思います。

それからもう一つは、組織的な問題がないのかなど。組織のフラット化ということで今の担当長制度になっていますが、以前は課長あり、補佐あり、係長があったわけですが、どうも責任体制がはっきりしないというか、これ市民からも言われることなんです、今の組織では責任体制もはっきりしていないということも言われます。だからそういう意味で組織上の問題もあるいはあるのかなど、その辺もあわせて二度とこういうことがないようにやっていただきたいと申し上げて終わります。よろしくをお願いします。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 非常に単純なことで笑われそうなんです、経過はわかりましたが、消費税額を算定する基本的な数式は、売り上げにかかる5%引く仕入れも含めた経費にかかる5%を引いて残ったものを納税するというふうに一般的には間違いないと思うんですが、そこでこの説明資料の中で診療報酬は課税対象外である、これは異議なしです、私も。そのほかの収入で、ここでは「など」という言い方で嘱託医委託料、予防接種料、健康診断料等と書いてあるんですが、いわゆる収入売り上げと言ってもいいと思うんですが、この予防接種料と健康診断料はどんぴしゃ、市民がこれを活用したときに払うお金のことでしょう。それが収入として入ってくるのは、もう非常に単純明快ですが、ここで言っている嘱託医委託料って、これ何ですか、誰から入ってくるのか。

○議長（前川昌登君） 下澤保健福祉部長。

○保健福祉部長（下澤邦彦君） お答えいたします。

診療所がある田老、新里、川井、近くに特養といいますか老人ホームがございます。そちらに入所されている方々の診察といいますか、そういうことで嘱託医として依頼されている分に係る収入でございます。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） ちょっとこの表現だけだと、支出というふうにどうしてもみなされるので、多分そうではないかなとは思いました。そうでないと、いろんな嘱託医がいるでしょう、学校で子供たちの健康診断やるときに頼む人とか健康診断の場合なんか場合によって頼む。それはむしろ出してやるほうですよ、一般的には。それでちょっとこれはどういう意味かなと思ったんで聞きましたが、わかりました。

それからもう一点、その平成17年に田老、新里と合併したので、診療所が新里、田老は当時は田老総合病院でしたが、この合併をしたことが理由で4つですか、宮古市の診療所の売り上げを合算するというのが税務署の一番のポイントなんでしょうか。いや、いいとか悪いとかじゃないんです。今までは合併前は新里村という一つの自治体の診療所だったわけですよ、経営者が違うんですよ。合併すると宮古市が経営者でしょう、という意味で合算をすべきだというのが税務署の基本的な考え方でそうなのか、それ以外なのか。

○議長（前川昌登君） 下澤保健福祉部長。

○保健福祉部長（下澤邦彦君） 落合議員さんのお見込みのとおりでございます、結局、合併して旧市町村でそれぞれ設置していた診療所、これを例えば設置者である宮古市が本店、そしてそれぞれの診療所が支店というような親子関係と言ったら変ですけれども、そういうことで全部本店の売り上げ、仕入れ、これになるんだ

よというふうな税務署のご指導でした。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） ほかになければ、この件はこれで終わります。

説明員の退席をお願いします。ご苦労さまでした。

午後2時57分 休憩

午後3時00分 再開

○

説明事項（４） その他

○議長（前川昌登君） その他ですけれども、議会広報編集特別委員会委員長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

橋本議会広報編集特別委員会委員長。

○14番（橋本久夫君） 議会広報編集委員会からお知らせします。

今期から、新しく議会、また活動が新人も含めて始まりまして、先般、委員会を開かせていただきました。そのときにいろいろ皆さんと議論して、新しい議会改革の一環として広報編集の中身も改革していこう、あわせて情報提供の中で、今、宮古市でも運用を開始したフェイスブックを議会でも試験的に運用してみてもどうだろうかということで委員の中から意見が出て、委員会の中ではそれをまとめ、じゃ試験的に取り組んでいこうということで、きょう議会全員協議会の中で皆さんにご説明したいと思います。

改めて、そのフェイスブックはどういうものか、どういうことをやっていったらいいかということをやっと説明させていただきたいと思うのですが、これは宮古市が今現在取り組んでいるフェイスブック、要するにソーシャルネットワークシステム、日々の情報を簡易なコメントとか写真をつけて情報をアップしているということなんで、これを議会のほうでも活用してみたいということで、参考までにこれを見やすいようにちょっとスクロール、これが水産科学館の情報とかウツボをやっていますね。これは何かこの間の北上フィルとかということで、さまざまな市の行事についてをこういうふうにアップして情報提供している。これは復興市ということですね。

私どもで、じゃ何ができるのか。これはこの間の消防団演習ということなんで、あわせて去年、私たちは総務で視察してまいりましたけれども、名張市の議会のフェイスブックです。この表紙は、たまたまこれはワールドカップに名張の方がいるらしい、サッカーの選手、日本代表の選手がいるということで、議員の人たちがこういうふうに応援しているような情報をアップしております。要するに議会で行われたこと、委員会も含めて本会議とかそういったものをあくまでも起きたことを情報提供するというのが今回の目的であります。だから一般質問は何時から誰々がこういうことをやりますよということをアップする。それから何かの委員会が開かれたということで、こういう委員会の活動の状況なんかをすぐアップできるというのが、このフェイスブックの一つの魅力になります。ですから広報の時間がかかる部分をすぐリアルタイムにこのように置きかえて、難しいことは書かなくても、本当に実際起きた事柄だけを事項だけを説明していくというのも一つの方法なのではないかなということで、今回こういう形で試験的に取り組みたいなと思っております。

参考までに、去年行った、これは私たちです。宮古市議会のメンバーが行った行政視察に、こういう感じですね。その日にもうアップして、その場で私がちょっとこれコメントを入れたら、もうすぐこういうふうに戻事があるんですが、基本的には私はメッセージは入れたんですが、これに対してのガイドラインとしてはコメ

ントはしないように、市民からいろんなことからコメントは来ると思うんですが、その返事はしないで、あくまでもこういう情報がアップだけという運用を考えていきたいなど。

よく言われるのは、そのコメントを書くことによって炎上とか大変な状況にもなるんで、そこはもう宮古市もガイドラインの中ではコメントはしないで、事実関係だけを載つけるという仕組みになっております。こういう形で委員会をやったとか本会議でこんなことが決まった、何か視察が来たとか、我々もどこかに研修に行ったとかということを実タイムにこういうふう発信することができるのではないのかなということで、皆さんのご理解をいただきたいなと思っております。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○14番（橋本久夫君） 一応、その議会広報委員会に各委員会で2名ずついるんで、その方たちから情報をいただいてアップする。アップの仕方、これからちょっとまた運用の方法はちょっと内部で検討はしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

あわせて、広報のほうもこういうふうこの間、誌面改革もちょっと若干変えていこう、愛称をつけることで委員会のほうで議論させていただきました。こういうふう今、多くの議会が議会だよりというそういう名前じゃなく、こういう愛称をつけながら、タイトル、愛称ですね、それをつけてもっと親しまれるような雰囲気づくりを出そうという試みが行われています。これ、私たちが今参考にしているやつで、これもおもしろいタイトルだなと思っています。

もう一つお願いします。こういうふう「えがお」とか、もう一つお願いします。あと一つ何だったっけ、「花の風」とか、いろんなところを調べれば、いっぱいこういうふうにあるんで、私たちでも議会の中でいろんなタイトル案が出まして、一応宮古市議会としては委員会で決定させていただきましたが、「羅針盤」という形でちょっと愛称をつけていきたいなと思っております、「羅針盤」。そこは、後でラインとか何かちょっと含めてのデザイン化をします。

〔何事か発言する者あり〕

○14番（橋本久夫君） それは、だから編集委員会の中で一応もう一回その仕組みをつくってみたいと思えます。ですから各委員会がフェイスブックですよね、だから委員会の中で出た方々から情報ももらって、私がやるか副委員長がやるかいろいろ。毎日のことではないと思うんですが、議会の動きの中をリアルタイムで紹介できればなということで、これも含めて、これのタイトルも変えながら、それからあわせて今回から議会だよりの皆さんの一般質問の原稿、3月議会も非常にちょっと業者さんもかわった関係で、いろいろなかなか思うようにレイアウト、編集ができなかったんですが、活字が小さいという非常にクレームがやっぱりあったんですね。よりやっぱり大きく見やすくシンプルにしていきたいと思っておりましたので、今回から一応事務局とも話して、今までの一般質問は700字をめどに書いてもらっていたんですが、若干500字の中で、そしてポイントを大きくしていきたいと思っておりました。ですから、その中でうまくシンプルに皆さんに表現してもらえればありがたいなということで、まずやってみます。それでまだ不都合が出るようだったら、それがちょっと500字が550になるか600になるか、ちょっとそのレイアウトの関係でちょっと揺れ動くかもしれませんが、とりあえず見やすくシンプルに、そしてビジュアルな誌面づくりをちょっと心がけていきたいなと思っておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

写真を多用しながら資料を大きくとって、そんな感じです。そういう感じでの編集は心がけていきたいなど。ただ、あと皆さんに本当に一般質問を書いたときの字数ですね、その辺とかを協力を願えればと思っております。

何かございませんか。

[発言する者多し]

○14番(橋本久夫君) いいですか。じゃ、よろしく願いいたします。

○議長(前川昌登君) ご苦労さんですが、よろしく願いしたいと思います。

○

閉 会

○議長(前川昌登君) なければ、これで議員全員協議会を終わりたいと思います。

ご苦労さまでした。

午後3時09分 閉会

○

宮古市議会議長 前 川 昌 登